

大郷町

第2期子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

大郷町

はじめに

急速に進行する少子化や家族形態の変化、就労の多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。その中で子育てに不安や孤立感を感じる家庭が増加し、保育ニーズが多様化するなどの社会情勢を背景に、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。



本町においては、平成27年3月に策定した「大郷町子ども・子育て支援事業計画」に基づき教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の充実を図り、乳幼児期の発達課題を踏まえた、幼稚園と保育園の双方が目指す「幼児像」を実現するため、学ぶ土台づくりと心の豊かさを重視した個々の特性を生かす教育を行う「認定こども園」の開設（令和2年4月）を特に重要な事業として推進してまいりました。

この間、国においては、児童虐待防止等対策強化を図る「児童福祉法等の一部を改正する法律」の制定（平成28年5月）、待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」の公表（平成29年6月）、小1の壁の解消を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の策定（平成30年9月）、子ども貧困への支援を強化する「改正子どもの貧困対策推進法」の成立（令和元年6月）など、「子ども・子育て支援新制度」の開始後も各種制度の拡充が行われてきました。

この「大郷町第2期子ども・子育て支援事業計画」は、現行計画を点検・評価し見直すとともに、国の制度の拡充を踏まえて策定したものであり、「一人ひとりが考え 子育てを地域で支える すくすくゆめの郷・おおさと」を基本理念として掲げています。この実現に向け、今後も積極的に取り組んでまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました大郷町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力をいただきました町民の皆様、関係者の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和2年3月

大郷町長 田 中 学

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 法令の根拠と他の計画との関係	2
3 事業計画の期間	3
4 策定体制	3

第2章 本町の子ども・子育て環境の整理

1 子ども・子育て家庭を取り巻く環境	5
2 計画期間における人口推計	8
3 幼稚園、保育園及び地域子ども・子育て支援事業の現状	10
4 ニーズ調査結果の概要	15
5 子ども・子育てを取り巻く環境について	23

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	25
2 基本目標	26
3 施策の体系	27

第4章 子ども・子育て施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援	29
基本目標2 子どもと保護者の健康と健やかな成長	32
基本目標3 仕事と生活の調和の実現	36
基本目標4 子どもの人権の尊重と安全・安心の確保	37
基本目標5 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援	40

第5章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域型保育	45
2 地域子ども・子育て支援事業	48
3 新・放課後子ども総合プランの推進	53
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	53

第6章 計画の推進

- 1 計画・事業の周知 55
- 2 関係機関との連携・協働 55
- 3 計画の実施状況の点検・評価 55

資料編

- 1 計画策定までの経過 57
- 2 大郷町子ども・子育て会議条例 58
- 3 大郷町子ども・子育て会議委員名簿 60

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画の背景と趣旨

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」の制定を受けて、本町では「大郷町第二次新長期総合計画」を最上位計画とする「大郷町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て施策の推進に取り組んできました。

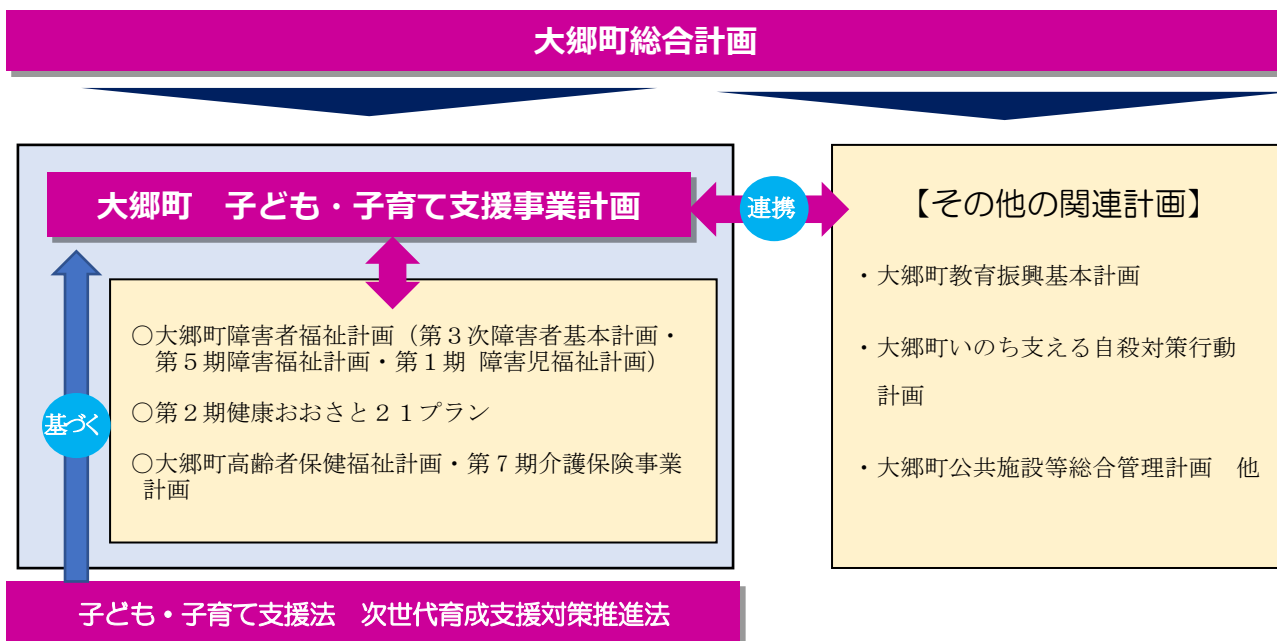
平成 28 年 5 月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）が成立し、児童虐待について発生予防から自立支援まで、一連の対策のさらなる強化や市町村及び児童相談所の体制の強化を図ること等が定められました。その後平成 29 年 6 月には待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」が公表され、同年 12 月には幼児教育の無償化を目指す「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定されました。さらに、平成 30 年 9 月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備・充実が位置づけられました。そして、令和元年 6 月には子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正案が国会で可決、成立し、子どもの貧困対策に関する計画策定を市区町村にも拡げ、子どもへの支援を強化するなど、国における子ども・子育て支援に係る制度の拡充等が行われています。

このような国の制度の拡充を踏まえ、また、「大郷町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和元年度で終了を迎えるにあたり、平成 29 年度を初年度とする「大郷町総合計画」を最上位計画として、本計画を策定しました。

2 法令の根拠と他の計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」並びに、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」と一体のものとして策定するものです。

さらに、本計画は、まちづくりの基本となる「大郷町総合計画」を最上位計画とし、福祉・健康分野の「大郷町障害者福祉計画（第 3 次障害者基本計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画）」や「第 2 期健康おおさと 21 プラン」、その他関連計画と整合性を持った、町の子ども・子育てに係る総合計画として策定します。



◇子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」という）を定めるものとする。

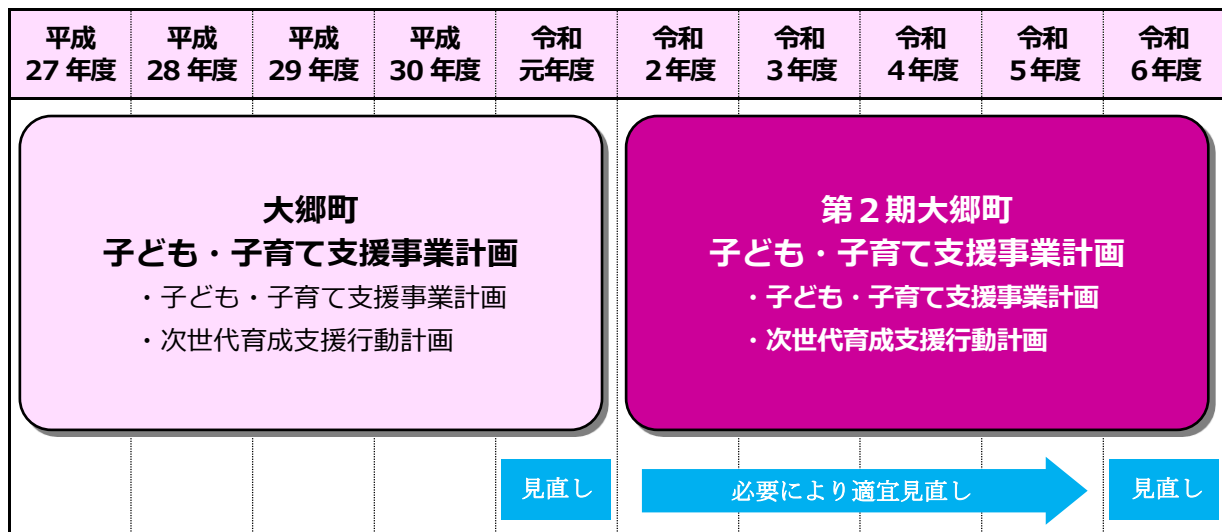
（2）次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3 事業計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。



4 策定体制

本計画の策定にあたっては、「大郷町子ども・子育て会議」を設置し、検討を行ったほか、大郷町子育て支援に関する調査（ニーズ調査）により、子育て家庭の意見収集を実施し、計画検討及び事業量推計の参考にしました。

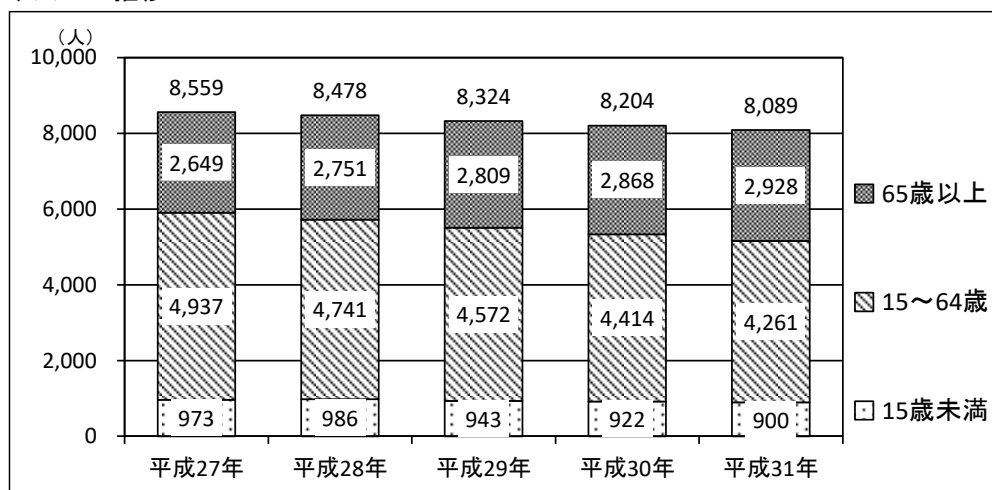
第2章 本町の子ども・子育て環境の整理

1 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

(1) 人口動向等

平成31年3月末現在の本町の人口は8,089人で、近年では毎年100人を超える減少傾向にあります。年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加する、少子高齢化が顕著にあらわれています。

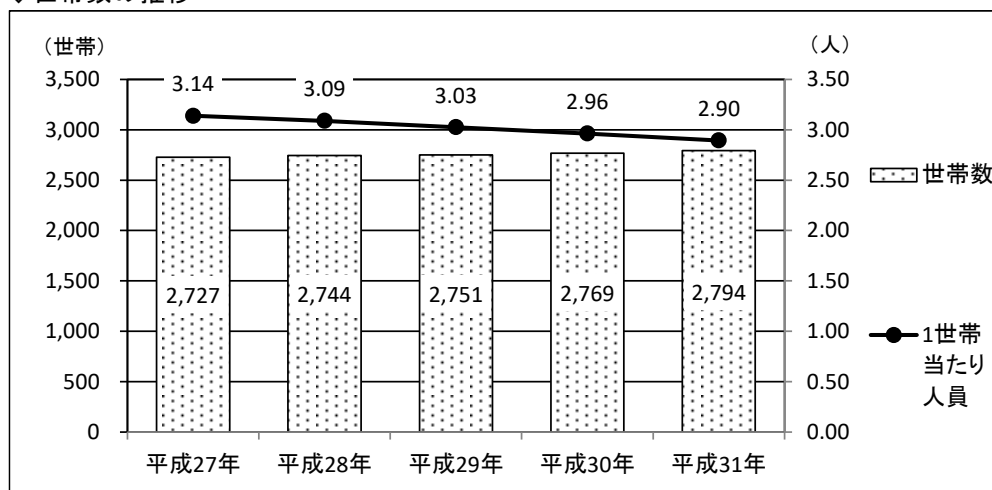
◇人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

世帯数は毎年増加し続けており、平成31年3月末の世帯数は2,794世帯となっています。人口が減少する中で世帯数は増加することから、1世帯当たりの人員は2.90人（平成31年3月末）と、核家族化が進んでいることがうかがえます。

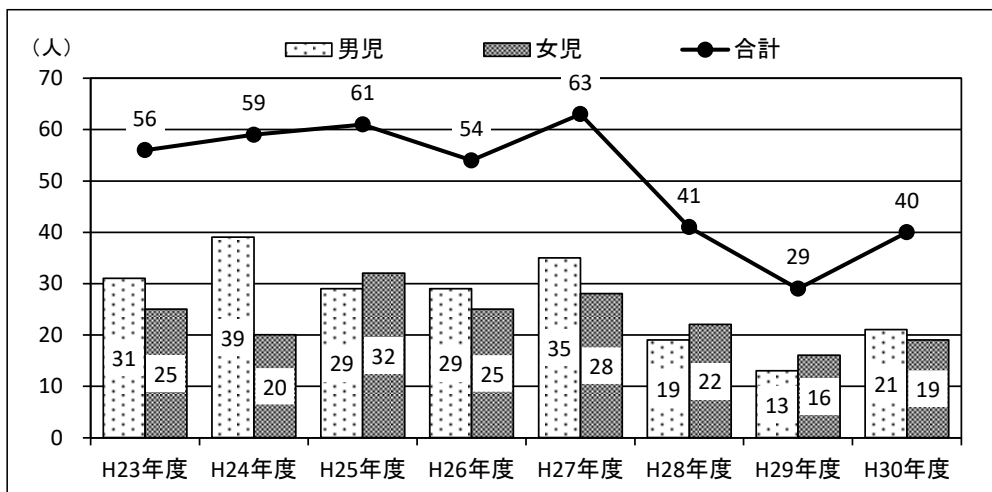
◇世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

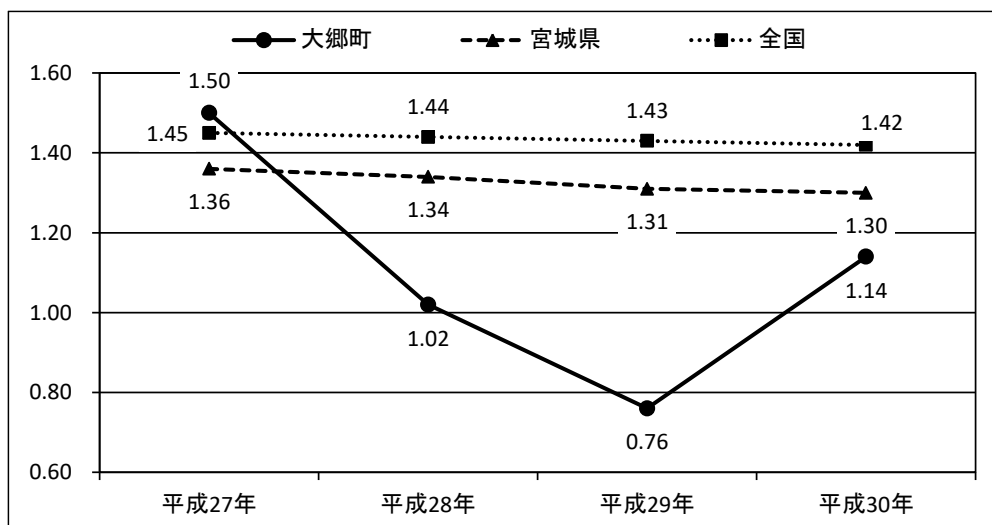
出生についてみると、出生数は平成27年度までは年間60人前後で推移していましたが、平成29年度は29人、平成30年度は40人で、以前と比べると少なく、合計特殊出生率も平成28年以降は国や県を下回る低い値となっています。

◇出生数の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日～3月31日）

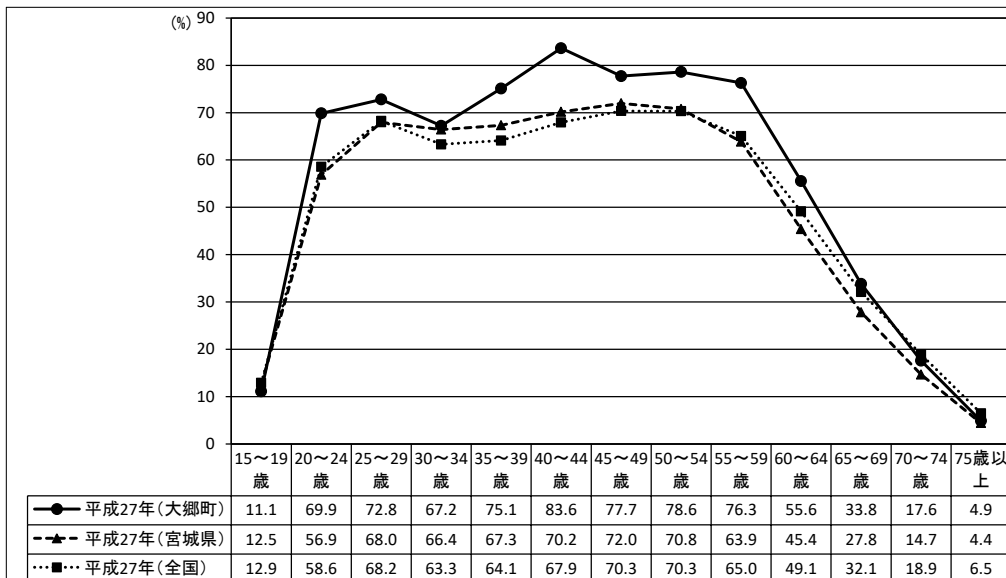
◇合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計、町民課

女性の就業率をみると、20歳から69歳までの各年代は、国や県を上回っています。しかし、30～34歳で比率が低下する、いわゆるM字カーブが国や県より顕著で、結婚や出産・育児による離職及び子育てが一段落した後の再就職が影響しているものと思われます。

◇女性の就業率



資料：国勢調査（平成27年10月1日）

本町内の児童相談所への相談件数は、近年は減少傾向にありますが、障がい相談を主に平成30年度は19件で、養護(虐待)相談が4件含まれています。

◇児童相談所・市町村別相談受付件数

単位：件

区分	総数	養護(虐待)相談	養護(その他)相談	保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談	その他の相談
H30年度	19	4	1	0	13	0	0	1
H29年度	19	2	0	0	16	0	1	0
H28年度	24	1	0	0	21	0	1	1
H27年度	32	7	0	0	18	0	1	6
H26年度	39	4	1	0	33	0	0	1

資料：児童相談の概要

2 計画期間における人口推計

(1) 推計人口

コーホート変化率による人口推計手法に基づき、本町の平成26年から平成30年（各年4月1日現在）の性別・年齢別人口分布の変化率から計画期間の人口を推計し、計画の基礎データとして用います。

目標年度の令和6年の推計人口は7,358人と推計され、平成30年の実績人口8,204人から10.3%の減少が見込まれます。

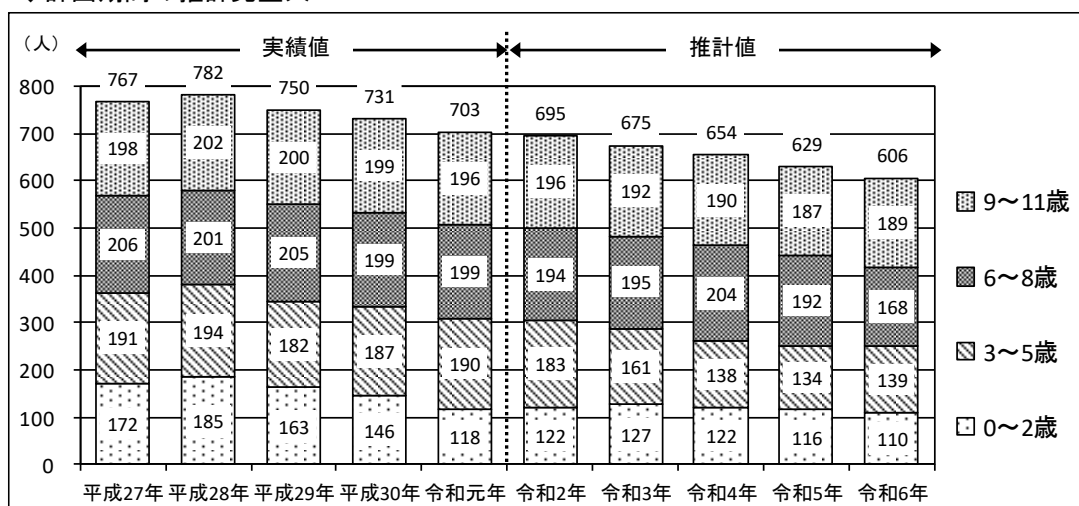
◇男女別推計人口

		単位:人				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口		7,930	7,770	7,699	7,531	7,358
	男性	3,896	3,848	3,794	3,711	3,637
	女性	4,034	3,922	3,905	3,820	3,721

(2) 推計児童人口

11歳以下の推計児童人口は、令和2年が695人、目標年度の令和6年は606人と推計され、令和2年から令和6年の間に児童人口は89人、12.8%の減少と推計されます。総人口に占める割合は、令和2年の8.8%から令和6年は8.2%と0.6ポイントの減少が見込まれます。

◇計画期間の推計児童人口



◇ 0歳～11歳年齢別推計児童数

単位:人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	41	39	37	35	33
1歳	44	43	41	39	37
2歳	37	45	44	42	40
3歳	48	38	46	45	43
4歳	71	51	40	48	47
5歳	64	72	52	41	49
6歳	66	66	75	54	42
7歳	65	65	65	74	53
8歳	63	64	64	64	73
9歳	66	62	63	63	63
10歳	65	66	62	63	64
11歳	65	64	65	61	62
合計	695	675	654	629	606

3 幼稚園、保育園及び地域子ども・子育て支援事業の現状

(1) 幼稚園の現状

本町の幼稚園は、それまであった大谷・味明・粕川・大松沢の4幼稚園を1園に統合し、町立大郷幼稚園として、平成15年4月に開設されました。保育園・幼稚園・子育て支援センターの複合施設である“すくすくゆめの郷”内に設置しています。

園児数は、令和元年5月1日現在97人で、定員に対する入園率は55.4%です。

なお、令和2年4月から民営による認定こども園に移行する予定です。

◇大郷幼稚園の入園児童数（令和元年5月1日現在）

単位：人

名称	所在地	保育定員	入園児		
			4歳児	5歳児	合計
大郷幼稚園	大郷町粕川字新	175	47	50	97

資料：学校教育課

(2) 保育園の現状

本町には、“すくすくゆめの郷”内にある町立大郷保育園（社会福祉法人への委託により運営）と社会福祉法人が設置・運営を行うゆめの杜保育園とがあります。

園児数について、大郷保育園は、令和元年5月1日現在97人で、平成25年度に保育定員を90人に増員しましたが、平成26年度以降はいずれも定員を上回っています。ゆめの杜保育園は12人であり定員（19人）を下回っています。

待機児童数は、平成28年度に1人、平成29年度に3人、平成30年度に6人と増加傾向にありましたが、令和元年度には0人と解消されました。

なお、大郷保育園は、令和2年4月から民営による認定こども園に移行する予定です。

◇大郷保育園の入園児童数（令和元年5月1日現在）

単位：人

名称	所在地	保育定員	入園児				合計
			0歳児	1-2歳児	3歳児	4-5歳児	
大郷保育園	大郷町粕川字新	90	5	28	38	26	97
ゆめの杜保育園	大郷町中村字原町	19	3	9	—	—	12

資料：保健福祉課・町民課

◇保育園の待機児童数の推移（各年度4月1日現在）

単位：人

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大郷保育園	0	0	1	3	3	0
ゆめの杜保育園	—	—	—	—	3	0

資料：保健福祉課・町民課

(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

①利用者支援事業

児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行う事業です。

本町では“すくすくゆめの郷”内にある「子育て支援センター」において専任職員（利用者支援専門員）を配置し、事業に取り組んでいます。

◇利用者支援事業

単位：か所

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施か所数	1	1	1	1	1	1

資料：町民課

②時間外保育事業（延長保育）

勤務形態の多様化や通勤時間の長い保護者のニーズに対応するため、保育認定された時間区分を超えて時間外保育事業を実施しています。

平成 30 年度は月平均 21 人が利用しています。

◇時間外保育事業

単位：人/月

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	27	22	20	21	21	21

資料：町民課（令和元年度は 7 月時点）

③放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により日中家庭にいない児童に対し、適切な遊びの場及び生活の場を提供するとともに児童の健全育成を図る事業です。

本町においては、大郷町児童館（大郷町中村字屋敷前）において、町内の小学 1 年生～6 年生を対象に「おおさと児童クラブ」（定員 100 人）を開設しており、平成 30 年度の平均利用者数は 70 人でした。

◇放課後児童健全育成事業

単位：人

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	49	52	61	80	70	82

注：平成 28 年度までは小学 1～4 年生が対象、平成 29 年度以降は小学 1～6 年生が対象

資料：町民課

④子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

本町においては、未実施のため実績はありません。

⑤地域子育て支援拠点事業

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する事業です。

本町では「大郷町子育て支援センター」において、育児相談、子育てサークルの支援、施設開放、施設文庫、講演講座、広報、ボランティアの育成などを実施しており、平成30年度は、延べ2,331人が利用しています。

◇地域子育て支援拠点事業

単位：か所、人

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置か所数	1	1	1	1	1
利用者数(延べ)	1,782	2,133	1,953	2,057	2,331

資料：町民課

⑥一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等で、一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を行う事業です。

本町では、大郷保育園において「一般型（主に非在園児を対象）」、大郷幼稚園において「幼稚園型（従前の幼稚園での主に在園児を対象）」が行われています。平成30年度の実績として、「一般型」は育児疲れ、急病等により一時的に家庭での保育が困難になるという理由から、延べ90人の利用がありました。また、「幼稚園型」は、大郷幼稚園における継続的利用（保護者等の就労や疾病等により、家庭で保育する者がいない在園児）や緊急・一時的利用（保護者等の疾病や家庭が留守等になるため、緊急一時的に預かり保育を希望する在園児）という理由から、平成30年度は延べ241人の利用がありました。

◇一時預かり事業（延べ利用者数）

単位：人

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般型	342	335	372	72	90
幼稚園型	169	151	132	194	241

資料：町民課

⑦病児病後児保育事業

病児・病後児について、保育所（園）や病院等に付設された専用スペースなどで一時的に保育する事業です。

本町においては、未実施のため実績はありません。

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町においては、未実施のため実績はありません。

⑨妊婦一般健康診査

妊娠時の異常の早期発見、早期治療等を促進するとともに、妊婦の保健管理の向上を図るため、大郷町の委託先が指定した医療機関等において、産科的診察（指導を含む）、臨床検査及び超音波の検査を行うものです。

出生数とともに健康診査実施回数は減少しており、平成 30 年度は延べ 374 人となっています。

◇妊婦一般健康診査

単位：人

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数(延べ)	559	667	352	350	374
参)出生数	54	63	41	29	40

資料：保健福祉課

⑩乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子供が健やかに育成できる環境整備を図る事業です。平成 30 年度は 35 人を対象に実施しています。

◇乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問者数	62	57	39	31	35

資料：保健福祉課

⑪ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

育児ストレス等によって、子育てに対して不安や孤立を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図る事業です。

本町では、保護者との信頼関係を構築し、関係機関との連携を取りながら問題の解決に努めており、平成 30 年度は 4 人に対して実施しています。

◇養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

単位：人

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問者数	5	2	1	1	4

資料：保健福祉課

⑫ 放課後子ども総合プランに基づく取り組み

本町では、江戸時代の寺子屋をイメージし「郷子舎（さとこや）」と名付けられた大郷小放課後子ども教室が平成 24 年度から運営されています。当初は小学校に隣接する旧大谷幼稚園園舎を利用して活動を行っていましたが、児童館の建設に伴い、平成 28 年度は大郷町文化会館、平成 29 年度及び 30 年度は大郷町児童館、令和元年度は大郷小学校にて開催しています。

平成 30 年度は教育活動推進員 5 名、コーディネーター 5 名のスタッフで、週 2 回（火・木）放課後の 2 時間実施し、延べ 1,595 人が参加しています。

◇放課後子ども教室

単位：人、回/年

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録児童数	80	85	59	64	76
開催日数	53	52	49	52	53
参加人数	2,297	2,558	1,127	1,591	1,595

資料：大郷町教育委員会事務事業点検・評価報告書（平成 30 年度は社会教育課）

4 ニーズ調査結果の概要

(1) ニーズ調査の概要

①調査の目的

令和2年度を初年度とする「第2期大郷町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「大郷町子ども・子育てニーズ調査」を実施しました。

②調査の対象者

- ・就学前児童及び小学生（1～3年生）の保護者

③調査実施方法及び期間

- ・調査実施方法：保育園・幼稚園・小学校の協力を得て各施設を通して配布・回収

保育園・幼稚園に入園していない児童の保護者には郵送により配布・回収

- ・調査実施期間：平成31年2月6日（水）～2月21日（木）

※3月4日（月）回収分まで集計

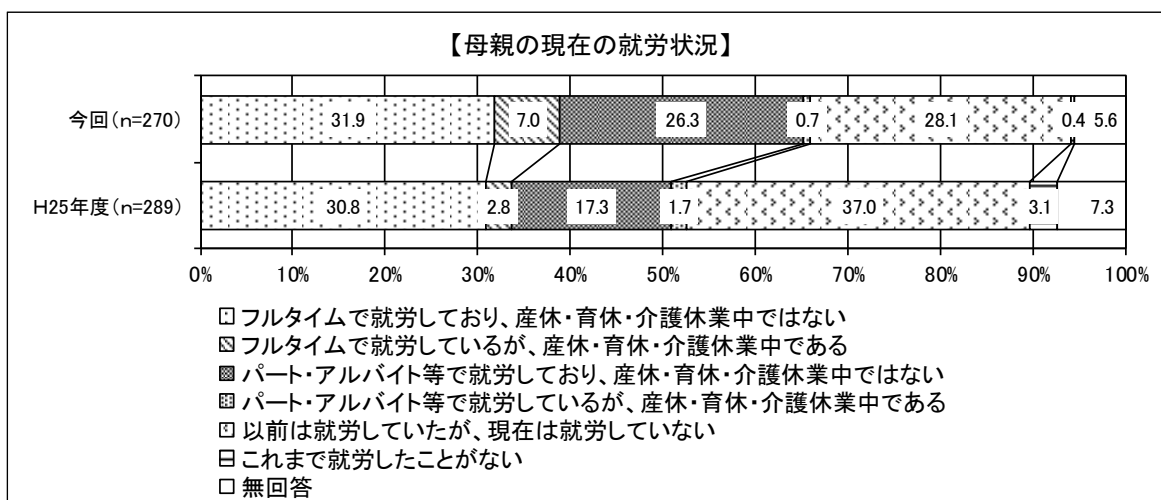
④アンケート回収結果

区 分	配布数	回収数	有効回収率
就学前児童	369人	271人	73.4%
小学生	200人	186人	93.0%

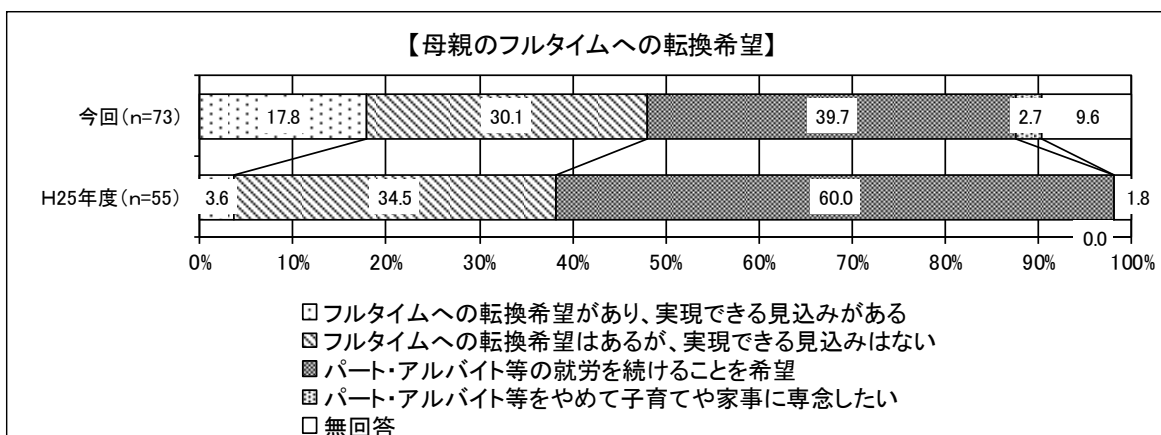
(2) ニーズ調査結果(要旨)

①保護者（母親）の就労状況（就学前児童）

母親の就労状況は、「フルタイムで就労（産休中等ではない）」(31.9%)、「現在は就労していない」(28.1%)、「パート・アルバイト等で就労（産休中等ではない）」(26.3%)が上位です。前回と比較して「フルタイムで就労（産休中等である）」や「パート・アルバイト等で就労（産休中等ではない）」が増加し、「現在は就労していない」の比率が低下しています。

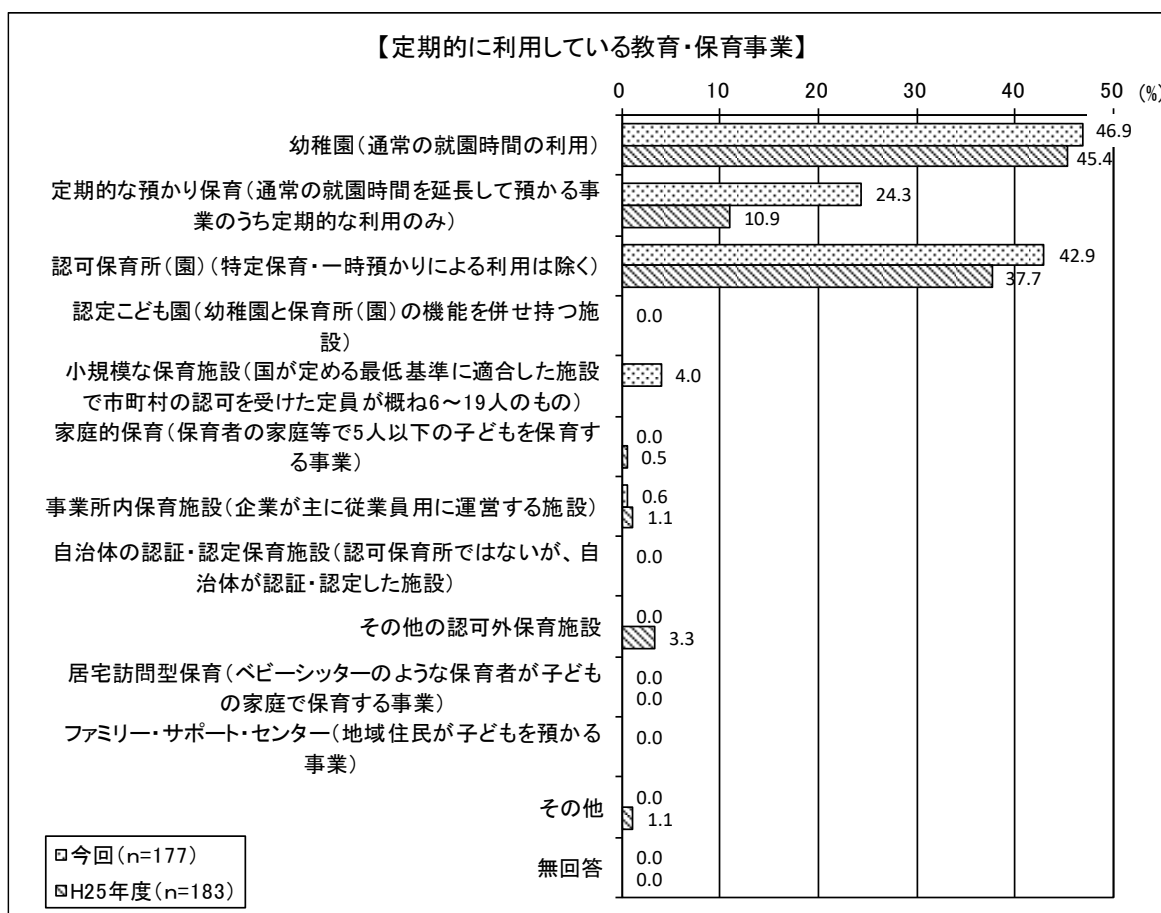
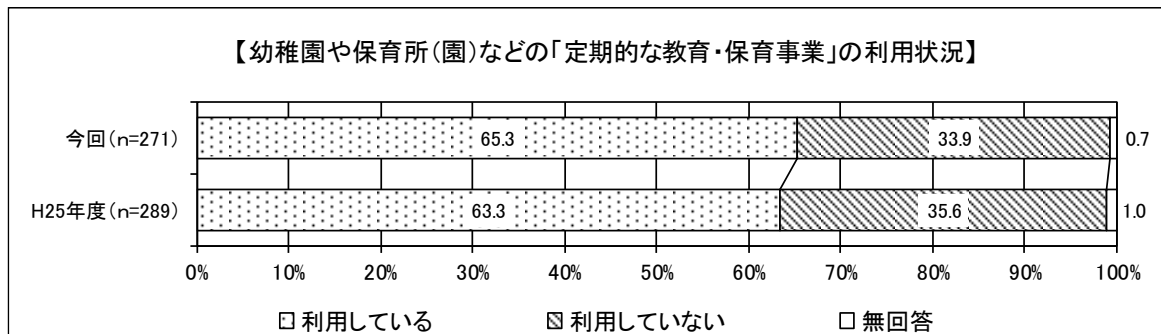


パート・アルバイトの方のフルタイムへの転換希望については、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」(30.1%)と「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」(17.8%)を合わせて“フルタイムへの転換希望”は47.9%となっています。前回は38.1%でありフルタイムへの転換意向割合が増加しています。

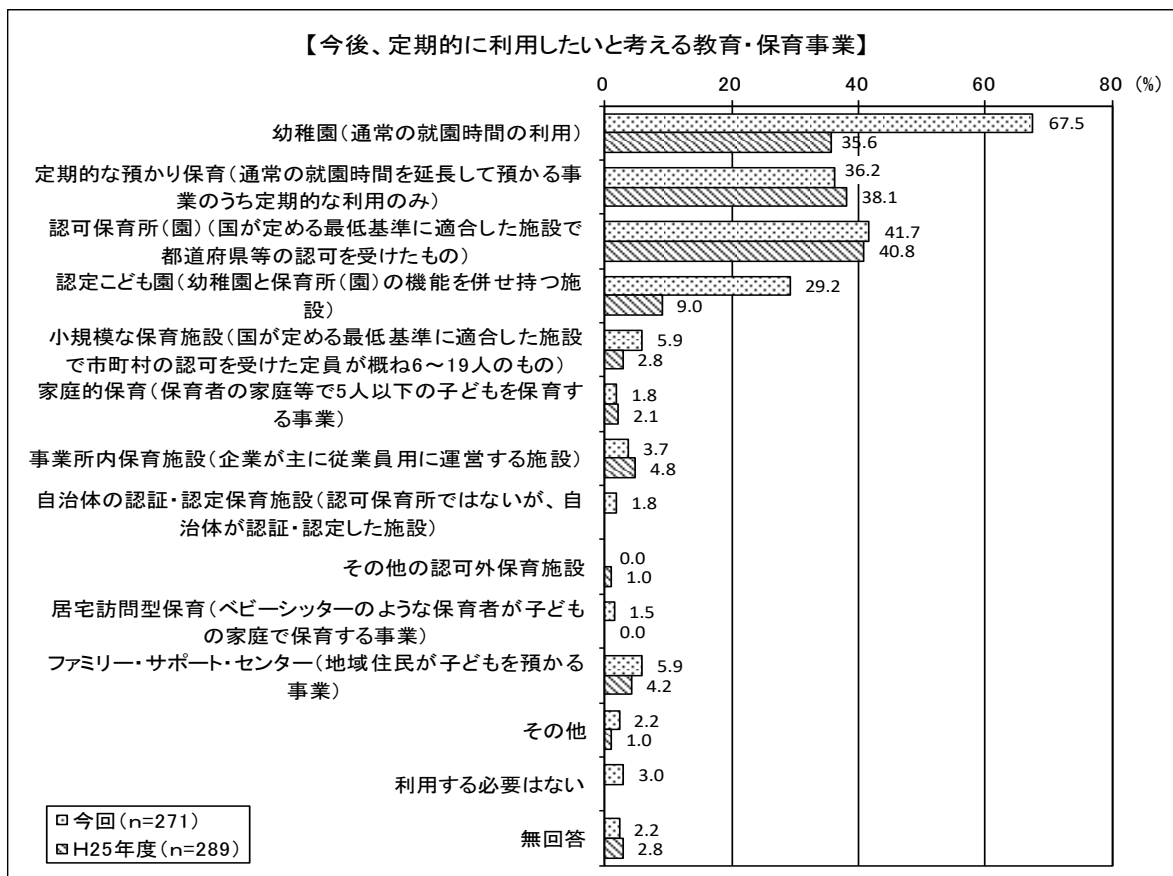


②定期的な教育・保育事業の利用状況及び意向（就学前児童）

現在、幼稚園や保育園などの教育・保育事業を「利用している」は65.3%であり、利用している教育・保育事業は、「幼稚園」(46.9%)、「認可保育所(園)」(42.9%)、「定期的な預かり保育」(24.3%)が主で他は少数となっています。



今後、定期的に利用したい教育・保育事業については、「幼稚園」(67.5%)や「認可保育所(園)」(41.7%)、「定期的な預かり保育」(36.2%)、「認定こども園」(29.2%)などが上位となり、前回の調査と比較すると、「幼稚園」(31.9ポイント増)や「認定こども園」(20.2ポイント増)が増加しています。

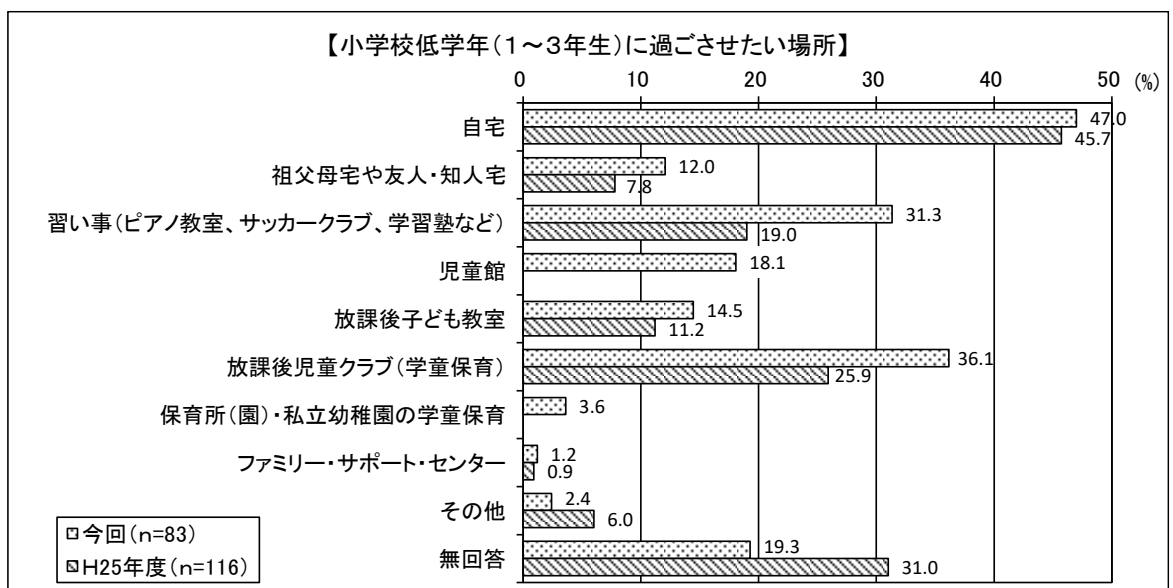


③放課後児童クラブの利用意向

○小学校低学年(1~3年生)に過ごさせたい場所と日数(就学前児童)

5歳以上の子どもの保護者が、小学校入学後の放課後(低学年(1~3年生))に過ごさせたい場所は、「自宅」が47.0%で最も比率が高く、「放課後児童クラブ(学童保育)」(36.1%)、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(31.3%)と続きます。

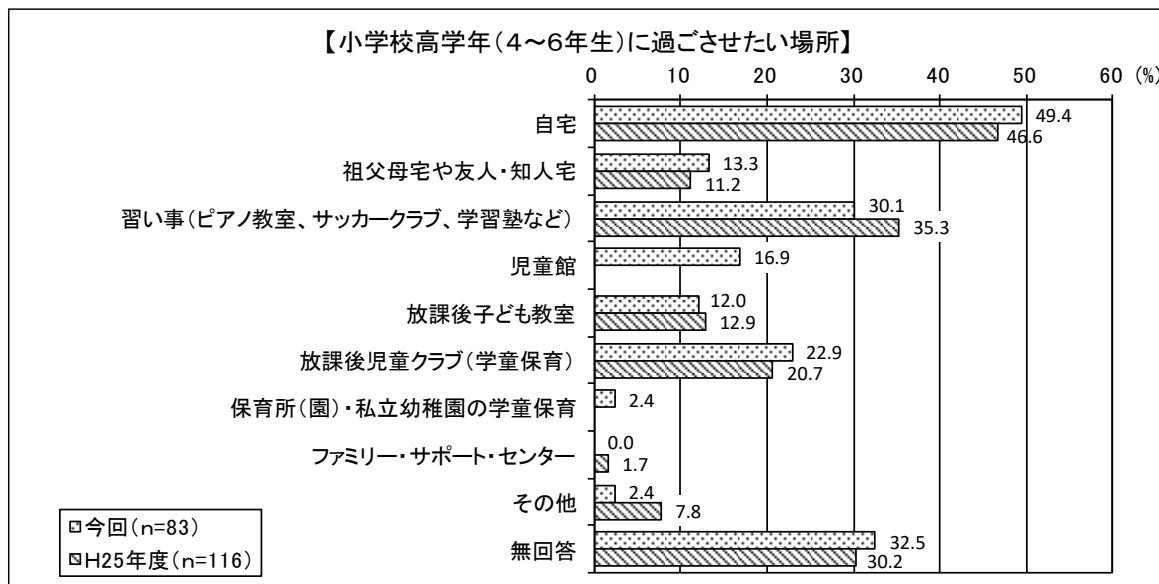
“放課後児童クラブ”は25.9%から10.2ポイント増と、比率が増加傾向にあります。また、平均日数は、「放課後児童クラブ」が前回同様4.3日となっています。



○小学校高学年（４～６年生）に過ごさせたい場所と日数（就学前児童）

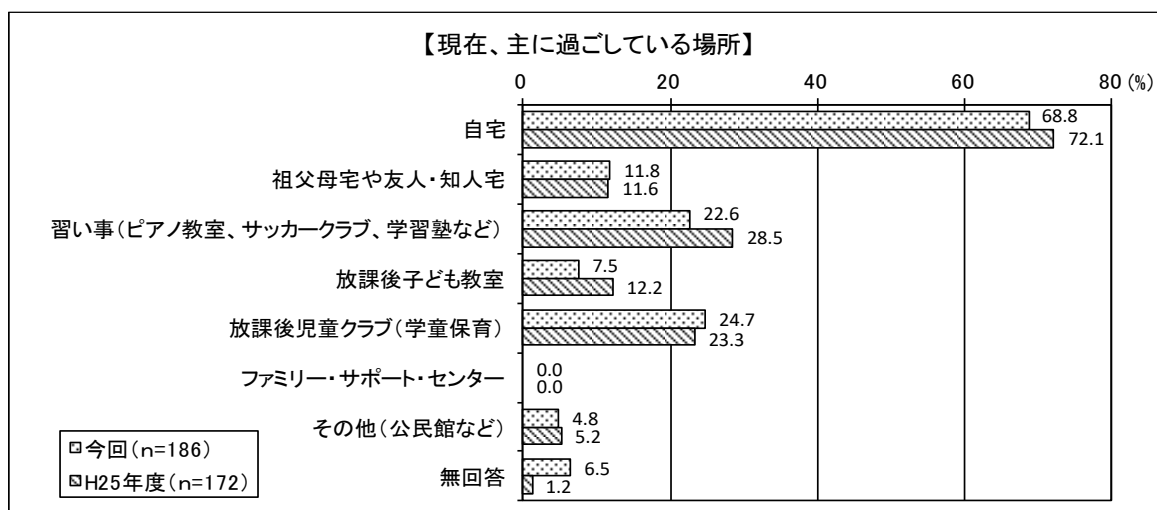
放課後（高学年（４～６年生））に過ごさせたい場所は、「自宅」が49.4%で最も比率が高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（30.1%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（22.9%）と続きます。

平均日数は、「放課後児童クラブ」が3.6日（前回3.2日）となっています。



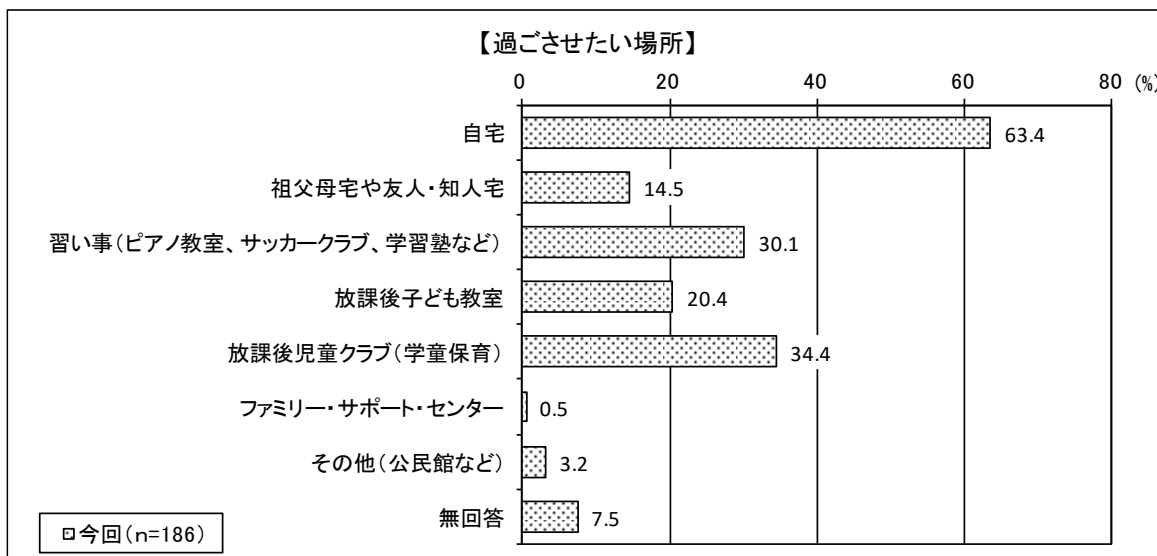
○現在、放課後（平日の小学校終了後）に過ごしている場所（小学生）

現在、主に過ごしている場所は、「自宅」が68.8%で最も比率が高く、「放課後児童クラブ（学童保育）」（24.7%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（22.6%）と続きます。



○今後、過ごさせたい場所と日数（小学生）

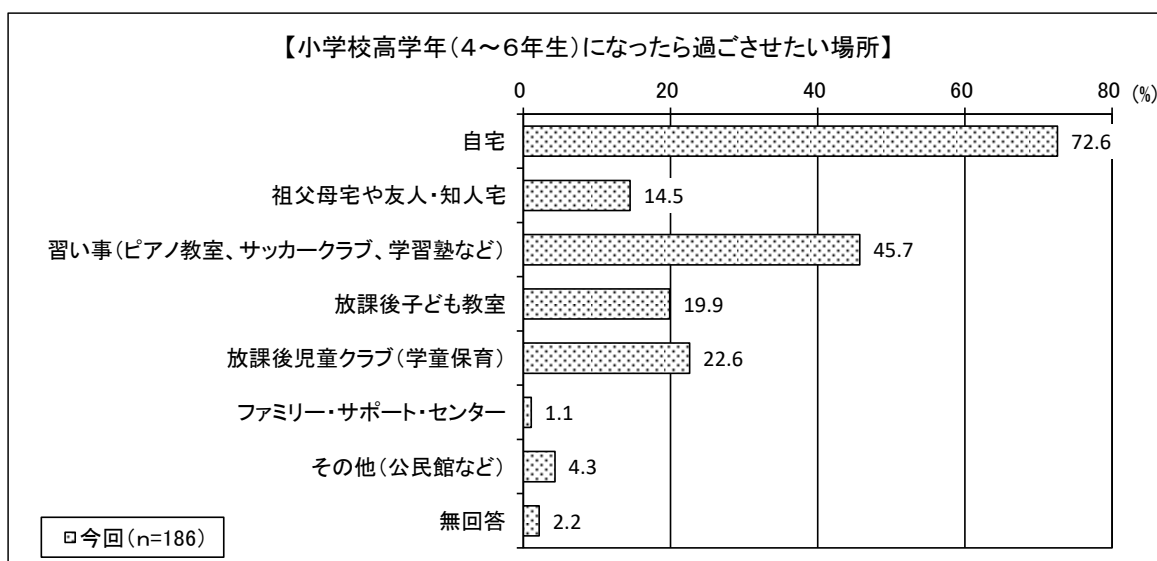
今後、過ごさせたい場所は、「自宅」が63.4%で最も比率が高く、「放課後児童クラブ（学童保育）」（34.4%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（30.1%）と続きます。平均日数は、「自宅」が4.0日、「祖父母宅や友人・知人宅」が2.3日、「習い事」が1.9日、「放課後子ども教室」が2.5日、「放課後児童クラブ（学童保育）」が4.0日となっています。



○小学校高学年（4～6年生）になったら過ごさせたい場所と日数（小学生）

放課後（高学年（4～6年生））に過ごさせたい場所は、「自宅」が72.6%と多数を占め、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（45.7%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（22.6%）と続きます。

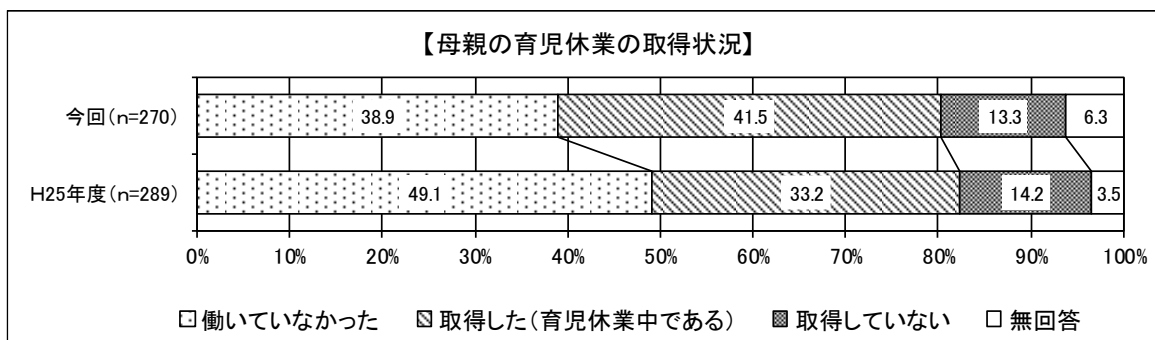
平均日数は、「自宅」が4.0日、「祖父母宅や友人・知人宅」が2.4日、「習い事」が2.1日、「放課後子ども教室」が2.3日、「放課後児童クラブ（学童保育）」が3.6日となっています。



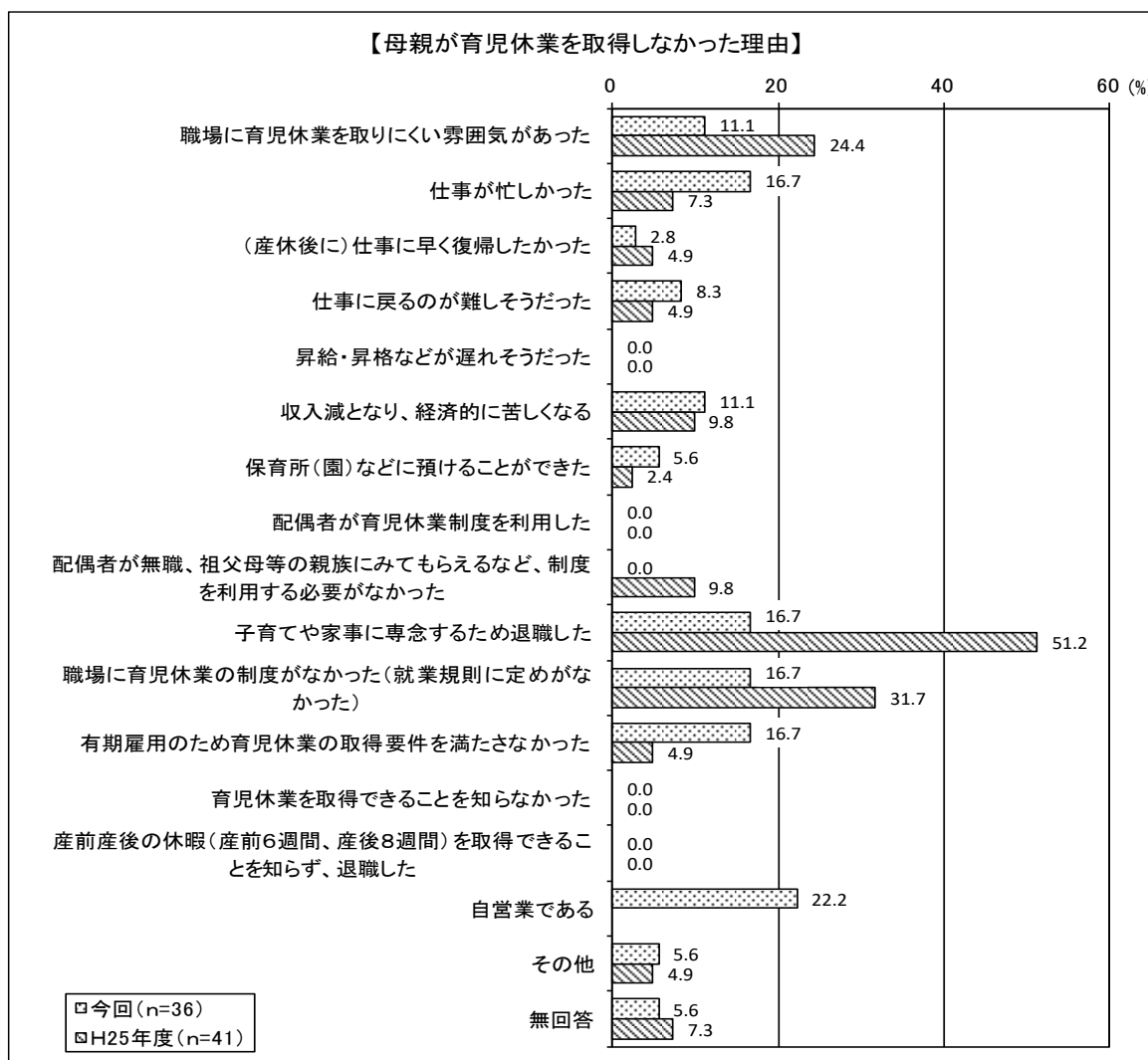
④母親の育児休業の取得状況（就学前児童）

母親の育児休業の取得については、「取得した（育児休業中である）」が41.5%で最も比率が高く、次いで「働いていなかった」が38.9%、「取得していない」が13.3%となっています。

「取得した（育児休業中である）」が前回の33.2%から8.3ポイント増加しており、育休を取る母親が増えていることがうかがえます。



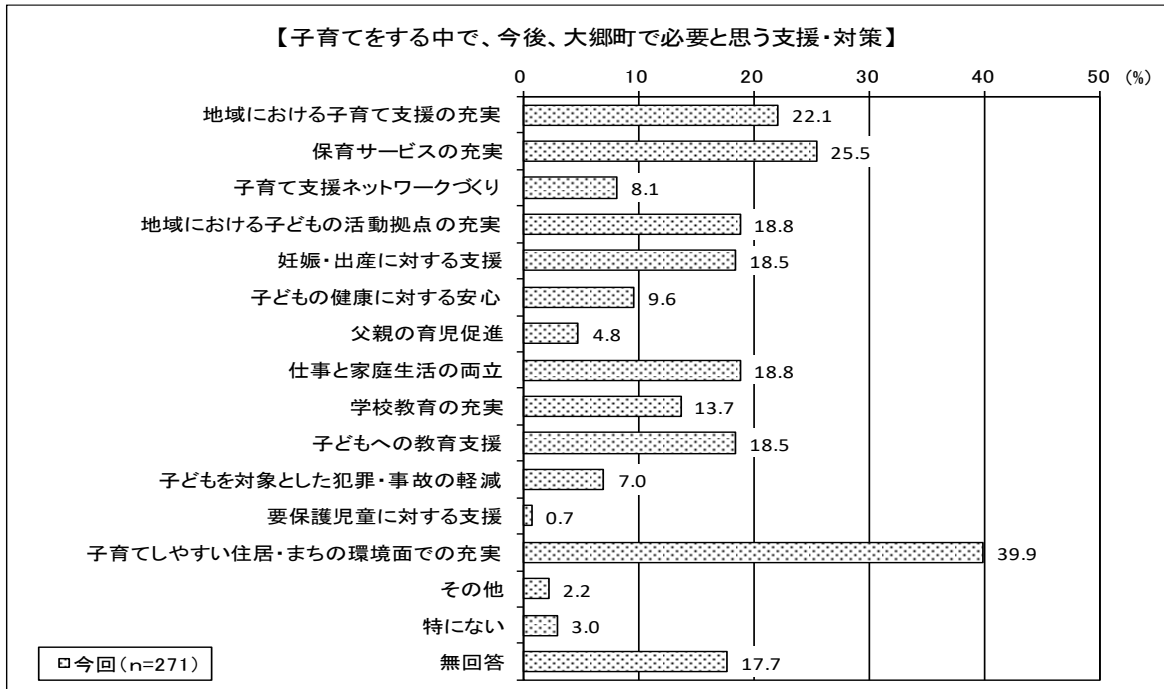
母親が育児休業を取得しなかった理由は、「自営業である」が22.2%で最も比率が高く、次いで「仕事が忙しかった」や「子育てや家事に専念するため退職した」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」などが上位となっています。



④子育てをしながら、今後、大郷町で必要な支援・対策

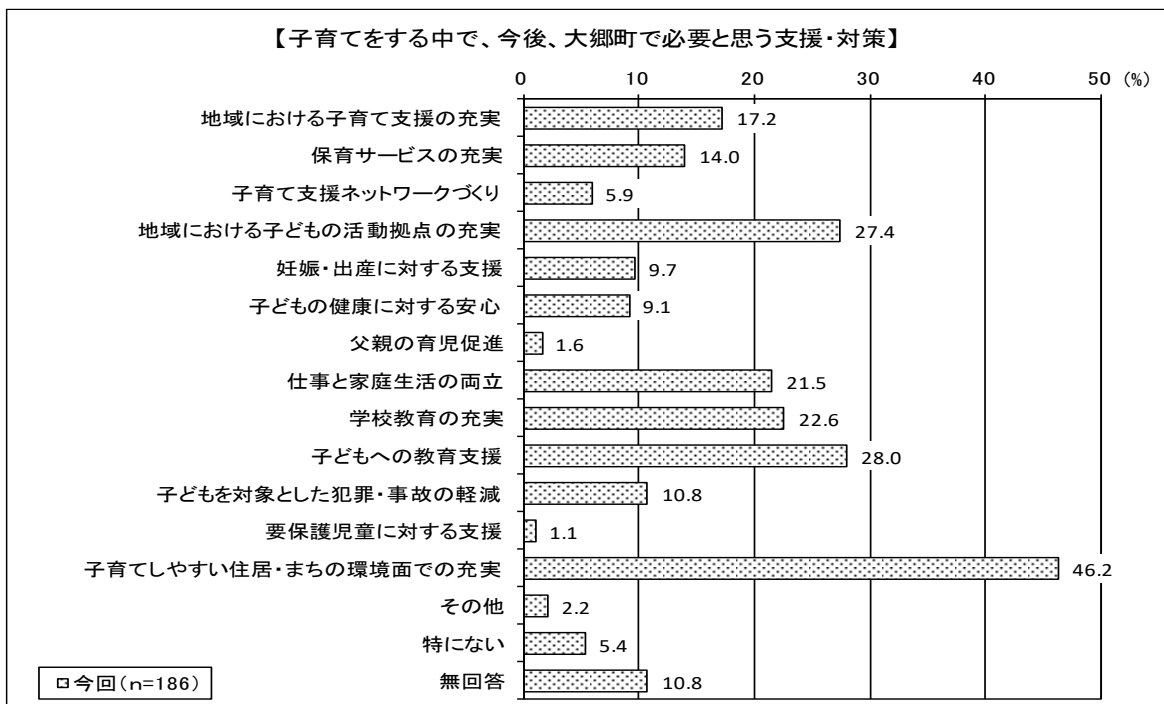
○就学前

就学前では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が39.9%で最も比率が高く、以下「保育サービスの充実」(25.5%)、「地域における子育て支援の充実」(22.1%)、「地域における子どもの活動拠点の充実」及び「仕事と家庭生活の両立」がともに18.8%で上位となっています。



○小学生

小学生では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が46.2%で最も比率が高く、次いで「子どもへの教育支援」(28.0%)、「地域における子どもの活動拠点の充実」(27.4%)などが上位となっています。



5 子ども・子育てを取り巻く環境について

計画策定の趣旨を踏まえつつ、人口動向等やニーズ調査結果等をもとに、本町における子ども・子育てを取り巻く環境について、以下のとおり整理いたします。

○共働き世帯の増加等に伴う子育て支援体制の充実

ニーズ調査結果より、母親のフルタイム就労が増えていることから、両親共働き世帯が増加しているものと考えられます。

子ども・子育て支援新制度の施行とともに、教育・保育施設の在り方等を検討し、現在の幼稚園及び保育園は、令和2年4月からは「認定こども園」に移行する予定です。

この認定こども園を一つの核として、共働き世帯等の子育て支援に取り組むとともに、小規模保育等、他の教育・保育施設や、地域子ども・子育て支援事業の充実など、子育て家庭のニーズを踏まえた事業・サービスの実施に取り組んでいくことが求められます。

○地域等における子育て支援

本町の子どもの人口（年少人口）は平成31年3月末現在で900人で、近年は毎年20人程度減少しています。また、出生数や合計特殊出生率も近年は低下の状況にあり、少子化の進行が顕著です。

一方、世帯数は毎年増加しており、1世帯当たり人員は2.90人（平成31年3月末現在）と、核家族化の進行も続いています。

児童の人口減少・少子化の進行を防ぎ、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、相談・情報の提供や交流などにより、出産や子育ての不安を払拭し、地域等で子育て家庭を支える取り組みを行っていくことが必要です。

○子どもと保護者の健康の確保

子どもの健全な成長のためには、子どもと保護者の健康が基本となります。しかし、核家族化等により身近に相談できる人がなく、不安を感じる保護者は少なくありません。また、子どもについてみると、発達障がい相談が増加傾向にあり、早期発見・早期対応のためには健診体制が重要です。

妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない支援を行うため、関連施策・事業と連携を図り母子保健事業などに取り組んでいくことが求められます。

○仕事と子育ての両立支援

前述のとおり、本町の子育て家庭では共働き世帯が近年増加しているものと推測されます。

ニーズ調査における育児休暇の取得状況をみると、母親が「取得した」方の比率は41.5%と前回調査（33.2%）より増加していますが、父親の取得率は2.4%と前回と同様低い比率となっています。また、「取得しなかった」理由では、「仕事が忙しかった」や「職場に育児休業の制度がなかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」など、仕事や職場との関係が深い理由が多くあげられています。

職場や家庭等に対し、誰もが仕事と子育てを両立できるよう、理解を深める一層の取り組

みが求められます。

○子どもの事件・事故等の被害防止

本町内の児童相談所への相談件数は、近年減少傾向にありますが、養護（虐待）相談は少ないながらも毎年寄せられています。子どものいじめや自殺など、子どもが被害者となる事故・事件は社会に及ぼす影響が非常に大きいものです。

安心して子どもが暮らせるために、子どもの人権に対する一層の理解の浸透と、施設、学校、行政及び地域等が連携し、交通安全・見守り等の安全確保活動、いじめや不登校、児童虐待の未然防止・早期発見及び適切な対応、並びに子どもや保護者に対する相談・支援等体制を充実していくことが求められます。

○支援が必要な方への支援の充実

本町内の児童相談所への相談件数で最も多いのが障がい相談です。また、令和元年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、子どもの支援の強化が求められるなど、支援が必要な方への支援の充実が重要課題です。

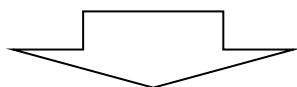
支援が必要な子どもとその家庭に対して、より手厚い支援を行えるよう取り組んでいくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の上位計画となる「大郷町総合計画」（2015年～2024年）では、まちづくりの基本理念を『自力』一人ひとりが考え 行動し 未来を創るまちづくり」と定め、町民と町が力を結集し、活力があり安心して健康に暮らせる、心豊かで持続的に発展する大郷町の実現を目指しています。

総合計画： 「自力」一人ひとりが考え 行動し 未来を創るまちづくり



これを踏まえ、大郷町第2期子ども・子育て支援事業計画における基本理念を、「一人ひとりが考え 子育てを地域で支える すくすくゆめの郷・おおさと」と定めます。

一人ひとりが考え 子育てを地域で支える
すくすくゆめの郷・おおさと

【一人ひとりが考え 子育てを地域で支える】

子ども・子育て支援に対する多様なニーズがある中、大郷町という行政だけでなく、子育て家庭の近隣や地域コミュニティ、ボランティア、NPO法人、企業など、町民“一人ひとり”が様々な“地域”としての関わりの中で、子ども・子育てを支援していくことを目指します。

【すくすくゆめの郷・おおさと】

大郷町第2期子ども・子育て支援事業計画と同時に、令和2年4月より事業を開始する認定こども園の名称「すくすくゆめの郷」を、第2期計画の象徴として基本理念に掲げ、本町の教育・保育事業等子ども・子育て支援の新たなスタートと事業等の充実を目指します。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、本町の現状と第1期計画の取り組みを踏まえ、以下の5つの基本目標を定め、基本施策を展開します。

基本目標1 地域における子育て支援

核家族化の進行、共働き世帯の増加など、子育て世帯の状況は変化しており、子育て支援に対するニーズも多様化しています。

令和2年4月に開園する認定こども園や地域子育て支援センター、児童館などの公的施設を中心に、教育・保育等子育て支援の充実を図るとともに、学校や地域、行政など関係機関が連携して子どもと子育て家庭を支援する取り組みを推進します。

基本目標2 子どもと保護者の健康と健やかな成長

子どもの健やかな成長には、保護者の豊かな愛情と、安心して過ごせる家庭や地域の環境が大切です。

子育て家庭の不安や負担を軽減し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない、安心して健康に子どもを産み・育てられる取り組みを推進します。

基本目標3 仕事と生活の調和の実現

共働き世帯が増加している現代では、子ども・子育てと仕事とを切り離すことは困難であり、仕事と生活（子ども・子育て）の調和の実現が不可欠です。

働くすべての保護者が安心して就労できるよう、教育・保育施設等の充実を図るとともに、事業所等の協力のもと仕事と子育ての両立に向けた取り組みを推進します。

基本目標4 子どもの人権の尊重と安全・安心の確保

未来を担う子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、本町の未来を創ることにつながっています。

すべての子どもの健やかな育ちと発達が保証され、子どもの最善の利益が実現する地域社会づくりを目指し、子どもを守り、子育てを地域のみinnで支える取り組みを推進します。

基本目標5 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援

すべての子どもの健やかな成長に向けて、子どもと子育て家庭の支援を行います。

発達に偏りがみられる子どもや、貧困等家庭の状況により満足する環境を得ることが難しい子ども、不登校やいじめなどの問題を抱える思春期の子どもなど、支援を必要とする子ども・家庭の早期発見と適切な支援に取り組みます。

3 施策の体系

基本理念	
一人ひとりが考え 子育てを地域で支える すくすくゆめの郷・おおさと	

基本目標	基本施策
1 地域における子育て支援	1 教育・保育サービスの充実 2 地域における子育て支援サービスの充実 3 子育て支援のネットワークづくり
2 子どもと保護者の健康と健やかな成長	1 子どもと保護者の健康の確保 2 児童の健全育成 3 次世代の親の育成 4 家庭や地域の教育力の向上
3 仕事と生活の調和の実現	1 仕事と子育ての両立の推進 2 男女共同参画社会の形成
4 子どもの人権の尊重と安全・安心の確保	1 子どもの人権の確保 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 3 子どもの交通安全を確保するための活動及び環境の充実
5 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援	1 障がい児対策の充実 2 子どもの虐待防止対策の充実 3 心の問題を抱える子どもへの対策 4 ひとり親家庭等の自立支援の推進 5 子どもの貧困対策

第4章 子ども・子育て施策の展開

基本目標 1 地域における子育て支援

1 教育・保育サービスの充実

共働き世帯の増加などを背景に、教育・保育施設の利用意向が高まっています。これらを含め、子ども・子育て世帯の教育・保育等ニーズを把握し対応するため、認定こども園の開園など、民間事業者の協力を得ながら、ニーズを踏まえた、より質の高い教育・保育サービスの提供を図ります。

事業名	事業の内容	担当課等
認定こども園の開園（通常保育事業）	令和2年4月から、民営による認定こども園を開園し、町内の子ども・子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育サービスの提供に努めます。	町民課 認定こども園
時間外保育事業	勤務形態の多様化や通勤時間の長い保護者のニーズに対応するため、保育認定された時間区分を超えて子どもを預かる時間外保育事業を実施します。	町民課 認定こども園
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において認定こども園で一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を行います。	町民課 認定こども園
地域型保育事業	地域が抱えるさまざまな保育ニーズに、きめ細かく対応していくための制度で、原則0～2歳児を対象に、①小規模保育事業、②家庭的保育事業、③事業所内保育事業、④居宅訪問型保育事業の4種類があります。	町民課 小規模保育園
病児病後児保育事業	病児・病後児について、病院等に付設された専用スペースなどで一時的に保育する事業です。本町においては未実施となっていますが、広域利用による対応など検討を行います。	町民課
民間施設の誘導	民間の保育施設等の整備に対し計画に沿った施設整備がなされるよう支援・誘導します。	町民課

2 地域における子育て支援サービスの充実

核家族化が進行し、地域のコミュニティが希薄化している現在、子育て家庭は孤立感や子育てに関する不安・負担を感じるケースが少なくありません。子どもは地域社会にとっても明るい未来を担う存在であり、子どもの健やかな育ちと子育てを、地域社会全体で支えていくことが求められます。

子育ての不安感の緩和や子どもの健やかな育ちを支援するため、地域子育て支援センターや児童館等における相談・交流等事業などに取り組むとともに、子育て支援情報等を発信し、地域で子育て支援できるよう意識の向上に取り組みます。

事業名	事業の内容	担当課等
地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業）	子育ての不安感の緩和や子どもの健やかな育ちを支援するため、育児不安等を抱えている保護者からの相談や、子育て講座及び親子のつどい等の子育て支援事業を実施します。 また、子育て支援センターの認知度を高め、利用する方が気軽に来られるよう周知に努めるとともに、施設や事業内容など、ニーズに合った質の高い子育て支援事業を実施します。	町民課 小規模保育施設 認定こども園 子育て支援センター
児童館等における子育て支援事業	児童が自由に来館し、遊びを通じて健康の増進と情操を豊かにすることを目的として、大郷町児童館や子育て支援センターにおける、行事やレクリエーションを通して、高齢者等との世代間交流や異年齢児交流、保護者間交流を促進します。	町民課 児童館 子育て支援センター
子育て支援情報の発信	乳幼児保健事業年間予定表（こどものすくすく予定表）、ホームページ、広報やメールマガジン等により子育て支援情報の充実に努めます。	保健福祉課 町民課 子育て支援センター
民生委員児童委員の活動充実	子育てに関する講演会や児童福祉施設の見学研修などを通じて、委員の資質向上を図り、行事等への参加や訪問等を通して子育て支援事業へ協力体制を充実します。	保健福祉課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	大郷町児童館内の「おおさと児童クラブ」において、保護者が就労等により日中家庭にいない小学1～6年生を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに児童の健全育成を図ります。	町民課 児童館
放課後の子どもの居場所づくり（放課後子ども教室）	平成24年度以降、毎週2回「放課後子ども教室事業（郷子舎）」が行われています。「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、子どもたちのより良い居場所づくりに取り組みます。	社会教育課 小学校

3 子育て支援ネットワークづくり

子どもと子育てを取り巻く環境が変化する中、子育て支援に対するニーズも多様化しています。

きめ細やかな子育て支援を効果的、かつ、効率的に提供し、地域をあげて子育て支援を展開していくためには、子どもと家庭、認定こども園等や学校、地域、行政など関係機関が連携して活動する「子育て支援ネットワーク」の形成・充実が求められます。

町民や関係団体の協力を得ながら情報の共有化を図り、各種子育て支援のネットワーク形成・強化に努めます。

事業名	事業の内容	担当課等
子育て支援ネットワークの形成	<p>子どもが心身ともに健やかに成長することを目的として、家庭・学校・認定こども園・小規模保育施設・子育て支援センター・関係機関などによる子育てネットワークを形成し、町内の子育て支援の連携を強化します。</p> <p>また、子どもの人権確保、虐待防止等のため、関係機関が連携し課題の共有や対応を協議します。</p>	保健福祉課 学校教育課 社会教育課 町民課 子育て支援センター
子育てサークルの育成	<p>大郷町子育て支援センターでは、子育て中の親の交流を図る「おしゃべりマミー」や「育児サークル」を実施し、子育て世帯を支援します。また、社会教育課では家庭教育支援事業を推進し、地域ボランティアによる子育て支援チームを育成します。</p>	町民課 社会教育課 子育て支援センター

基本目標 2 子どもと保護者の健康と健やかな成長

1 子どもと保護者の健康の確保

核家族化の進行によって両親等が身近におらず、妊娠・出産の不安や悩みの相談ができず、出産後の子育てを母親一人が担うなど、母親の負担が大きくなっていると考えられます。母親が安心して子どもを産み、育てるためには、的確な情報を提供し、気軽に相談できる体制を整えることが望まれます。

本町では、これまで「母子健康手帳」の交付をきっかけとして、妊娠・出産後の母子の定期的な健診や相談、訪問指導などにより子どもと母親の健康と不安等の解消に努めてきました。引き続き各種健診等を実施するとともに、受診勧奨など受診しやすい環境づくりに努めます。

事業名	事業の内容	担当課等
母子健康手帳交付時における保健・栄養指導	母子健康手帳交付時の相談、指導を充実し、妊婦が安心して出産を迎えることができるよう努めます。	保健福祉課
妊婦一般健康診査の実施	母子ともに健やかに出産を迎えられるよう、妊婦1人あたり14回分の妊婦健康診査助成券を交付し、定期的な受診を推進します。	保健福祉課
乳幼児家庭全戸訪問事業	出生届に基づき、保健師が全新生児及び産婦の訪問指導を行い、新生児の発育の確認や母親の育児不安の軽減に努めます。	保健福祉課
乳幼児健康診査の充実	発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び保護者等の育児不安の軽減を図るため、乳幼児健康診査（乳児健診・1歳6か月児健診・2歳児健診・3歳児健診）の実施及び受診の勧奨に努めます。 また、栄養・歯科指導を行い、家庭での健康な生活習慣づくりを支援します。	保健福祉課
幼児歯科健康診査の充実	歯の健康を守るため、歯科健康診査及び歯科衛生士の指導を実施します。	保健福祉課
乳幼児相談の充実	保護者が正しい知識に基づき安心して育児ができるよう、子育て支援センターや認定こども園における子育て相談や、保健師、栄養士と保育士による育児相談と親子のふれあい（おやこのへや）を実施します。	保健福祉課 町民課 子育て支援センター
食育の推進	大郷町教育振興基本計画に基づき、児童・生徒の望ましい生活習慣の育成と健康の保持増進を図るため、地域の食文化に対する理解と、自然からの恩恵に対する感謝の心などを育む教育を推進します。 また、食による健康づくりを推進するために食生活改善推進員を養成、育成します。	保健福祉課 町民課
小児医療の充実（確保）	安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境を確保するため、小児医療の充実・確保及び小児救急医療について、県、近隣の市町村及び救急指定の病院、消防署等の関係機関との連携により、救急体制の強化に努めます。	保健福祉課

2 児童の健全育成

子どもは、様々な人との関わりや体験を通して、これからの社会を「生きる力」を身につけていきます。子どもの「生きる力」を育むために、子どもの成長を支える家庭と地域、学校や行政など関係機関が連携し、健全育成のための環境づくりに取り組むとともに、多様な体験活動等の充実に努めます。

また、「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「放課後子ども教室」と「おおさと児童クラブ」の連携による運営に努めます。

事業名	事業の内容	担当課等
青少年健全育成町民会議活動の推進	青少年の健全な育成を町民総ぐるみで推進することを目的に、青少年関係団体と関係機関をもって組織し、挨拶運動や声かけ運動など様々な活動を推進します。	社会教育課
健全育成対策の充実	子どもが心身共に健全に成長できるよう、非行防止啓発活動、文化・スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進します。	社会教育課 総務課
児童対象の体験学習を開催	青少年が体験活動を通じて、健全な心身の発達を促すための事業を推進します。また、職業体験などの事業の充実を図ります。	学校教育課 社会教育課
人権教育の実施	身近な友達や家族、障がいのある人、誰もが社会の大切な存在であることを学び、子どもころから他人を思いやる心を育てることにより、人権感覚を身につけることをねらいとした、人権教育を実施します。	学校教育課
子ども会活動の支援	各地区の子ども会活動を支援します。また、こうした中からジュニア・リーダーの育成を行います。	社会教育課
スポーツ・レクリエーション教室の開催	児童・生徒のスポーツ活動を推進するため、各協会と連携を図り、様々なスポーツ・レクリエーションを取り入れながら、初心者から参加できるスポーツ教室や大会を開催します。	社会教育課
スポーツ少年団活動の充実	スポーツ少年団活動の充実を図り、児童・生徒のスポーツ活動を支援します。	社会教育課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（再掲）	大郷町児童館内の「おおさと児童クラブ」において、保護者が就労等により日中家庭にいない小学1～6年生を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに児童の健全育成を図ります。	町民課 児童館
放課後の子どもの居場所づくり（放課後子ども教室）（再掲）	平成24年度以降、毎週2回「放課後子ども教室事業（郷子舎）」が行われています。「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、子どもたちのより良い居場所づくりに取り組みます。	社会教育課

3 次世代の親の育成

少子化や核家族化などにより、子どもにふれあう機会が少ないまま親となる人が増えていると考えられます。赤ちゃんとのふれあいや、子育て体験などを、発達段階に応じて次世代の親として自覚と正しい認識を持てるよう取り組んでいくことが重要です。

特に思春期の子どもは、自分の心身の成長に伴う悩みや不安に加え、SNSなど情報通信手段の発達など社会環境の変化も大きく、心身の不安定や生活習慣の乱れにつながります。小中学校において全体計画に基づき性教育や薬物乱用防止教育など命の大切さを伝え理解する教育を推進します。

事業名	事業の内容	担当課等
思春期保健相談体制の充実	学童期・思春期における心の相談に対応し、関係機関との連携を図ります。	保健福祉課 学校教育課
思春期保健体験事業	学校と連携し、必要に応じて思春期保健対策を行います。	学校教育課 保健福祉課 町民課
関係機関の連携の推進	学童期・思春期における心とからだの問題について、関係機関との連携を図り、課題や取り組みについて検討していきます。	学校教育課

4 家庭や地域の教育力の向上

核家族化や少子化、地域コミュニティの希薄化などにより家庭の教育力・子育て力の低下が指摘されています。

子どもの健やかな成長を支援していくため、家庭と学校や地域、行政等が連携し、家庭に求められる教育力の向上を支援するとともに、家庭教育や地域交流等機会の充実に取り組みます。

事業名	事業の内容	担当課等
保護者への学びの場の提供	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児や家庭環境に関する学習機会の提供に努め、子どもを持つ保護者を対象に子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど、専門的な知識や経験を有する者を講師として招き、家庭教育に関する学習機会の提供に努め、家庭の教育力の向上を図ります。	社会教育課 学校教育課 保健福祉課
家庭教育の充実	小学校入学前・小学校の子どもを持つ保護者を対象として、専門的な知識や経験を有する者を講師として招き、家庭教育に関する学習機会を提供することにより家庭の教育力の向上を図ります。 親の学びセミナー、家庭教育支援チームワンポイントアドバイス、各児童福祉施設における子育て講座等を充実させていきます。	学校教育課 社会教育課
地域の人材活用の推進	地域の人材を授業、行事、部活動等に活かすことにより、児童・生徒の興味・関心を高め、学校の活性化の推進を図ります。	学校教育課
子育てサポーター事業の充実	子育てサポーター養成講座を開講し、県レベルの研修会等への参加を促すとともに、子育てサポーターの養成、活用を行います。	町民課 社会教育課
読書による親子のふれあい促進	本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深める場の提供、ボランティアの協力によるおはなし会の実施、図書の展示を行います。	町民課 公民館
小中学生対象の様々な体験学習の開催	公民館、文化会館等の社会教育施設で児童・生徒を対象とした様々な体験学習・催しを開催します。	社会教育課 公民館
スポーツ・レクリエーション教室の開催（再掲）	児童・生徒のスポーツ活動を推進するため、各協会と連携を図り、様々なスポーツ・レクリエーションを取り入れながら、初心者から参加できるスポーツ教室や大会を開催します。	社会教育課
スポーツ少年団活動の充実（再掲）	スポーツ少年団活動の充実を図り、児童・生徒のスポーツ活動を支援します。	社会教育課

基本目標3 仕事と生活の調和の実現

1 仕事と子育ての両立の推進

男性も女性も仕事と子育ての両立ができるよう、子育て支援事業等の充実を図るとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考えを一層浸透していくことが大切です。しかし、ニーズ調査において母親の育児休業制度の取得状況は41.5%、所得しなかった理由として「職場に育児休業の制度がなかった」（16.7%）や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（11.1%）など、育児休業には事業所の理解と協力が不可欠です。また、父親の取得率は2.4%と5年前から変化がなく、制度の周知等取り組みの充実を図る必要があります。

国では次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の基準を満たした企業を“子育てサポート企業”として「くるみん認定」、さらに相当程度両立支援の制度の導入等高い水準の取り組みを行っている企業を「プラチナくるみん認定」として認定していますが、本町内に認定を受けた事業所はまだなく、このような認定・表彰制度も活用して事業所への働きかけ等を行います。

事業名	事業の内容	担当課等
町内事業所への認定マークの活用の啓発	厚生労働大臣が一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する、認定マーク（くるみん）や特例認定マーク（プラチナくるみん）の活用に向けて啓発活動を行います。	農政商工課

2 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現を目指す「男女共同参画社会基本法」が平成11年6月に公布・施行されました。

これを実現するための5本の柱の一つに「家庭生活における活動と他の活動の両立」があげられ、「男女が互いに協力して家族としての役割を果たしながら仕事や学習等ができるようにする」必要があります。また、地方公共団体は、「国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされており、男女共同参画計画の策定と、同計画に基づく施策を実施していきます。

事業名	事業の内容	担当課等
男女共同参画計画の策定	男女共同参画基本計画に基づく意識啓発、高揚等。	総務課

基本目標 4 子どもの人権の尊重と安全・安心の確保

1 子どもの人権の確保

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、子どもの「生存」、「発達」、「保護」、「参加」という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効、日本は1994年に批准しています。

子どもに対する事件や事故が大きな社会問題となっている今日、子どもの人権について改めて学び、理解を深める活動を推進します。

事業名	事業の内容	担当課等
子どもの権利に関する啓発	人権擁護委員による人権啓発・相談など、子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」及び「いじめ防止対策推進法」の啓発・普及に努めます。	保健福祉課 学校教育課
子どもの人権育成の実施	いじめ問題防止対策と人を思いやる心を育てるために、町内の学校との連携を図り、人権教育を実施します。	保健福祉課 学校教育課
各種町民相談事業	法律相談(司法書士)、人権相談(人権擁護委員会)等の各種相談事業を実施します。 また、安心して相談できる環境の充実を図るため、関係機関と連携し専門性の高い相談員の確保に努めます。	保健福祉課

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

地域コミュニティの希薄化が進む中、地域で子どもの安全を見守る活動はますます重要となっています。認定こども園や小中学校等での安全確保はもちろんのこと、地域における子どもの安全を確保するため、地域や学校、警察や行政等が協力し防犯活動等を推進します。

また、情報通信技術が急速に発達しインターネットの利用が進む中、インターネット上でのいじめや個人情報の流出など、子どもが犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。情報化社会において子どもたちがインターネット等を安全に利活用できるよう指導等を拡充していきます。

事業名	事業の内容	担当課等
不審者対応マニュアルの作成と訓練等対策の充実	不審者対応マニュアルを作成するとともに不審者対応訓練を実施し、不備等があった場合にはマニュアルの見直しを図り、子どもの安全確保に努めます。	学校教育課 町民課
保護者・地域との連携による防犯活動の促進	保護者や地域の住民、学校、警察などが連携し、「子ども 110 番の家」の設置や「子どもみまもり隊」による防犯活動を促進します。	総務課 学校教育課
防犯灯の設置	夜間における犯罪等の防止を図るため、防犯灯の設置・LED 化や防犯カメラの設置を進めます。	総務課
有害環境対策の推進	子どもの権利を侵害する有害環境（児童買春、ポルノ等）を防止するため、関係機関と連携しながら教育機会の創出や啓発事業を推進します。	総務課 学校教育課 保健福祉課
情報活用能力（リテラシー）の向上	インターネットやスマートフォンなど情報化社会を安全に利用するため、判断力の育成や被害防止対策など、学校や関係機関の協力のもと適切な教育・対策を講じます。	学校教育課

3 子どもの交通安全を確保するための活動及び環境の充実

子どもを交通事故から守るため、地域団体や関係機関と連携しながら、通学路における交通安全指導や交通安全教室における指導を行うとともに、歩道やカーブミラー等交通安全施設の整備を図り、子どもの交通安全の確保に努めます。

事業名	事業の内容	担当課等
交通安全街頭指導の実施	小学生の登校時の交通安全などを図るため、町内通学路の交差点に地域ボランティア及び交通指導隊による街頭指導を実施します。	総務課
各交通安全関連団体による交通安全運動の実施	町、警察署をはじめとする交通安全関連団体、機関による交通安全運動、交通事故防止運動を継続して実施します。	総務課
交通安全教室	子どもたちを交通事故から守るため、認定こども園、小規模保育園、小学校に交通指導隊員を派遣し、交通安全教室を実施します。	総務課
道路環境整備事業	通学路・通園路を中心に歩道整備を進めるとともに、カーブミラーや街路灯、通路の舗装により、安全な道路環境の整備を進めます。	地域整備課
交通安全看板等の設置	町内における交通事故等の抑止のため、既存の看板の撤去・更新を含め、交通安全に関する看板を設置します。	総務課
公共施設等のバリアフリー化の推進	県福祉のまちづくり条例に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を計画的に進めます。	地域整備課 各施設管理 担当課

基本目標5 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援

1 障がい児対策の充実

障がいの「ある」「なし」にかかわらず、すべての子どもが等しく、明るく、安心して生活できるよう、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援が必要です。

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもに対し、早期に相談・指導等を行うとともに、「障がい児通所支援」や「障がい児相談支援」などの障がい児福祉サービス等を推進します。

事業名	事業の内容	担当課等
療育支援事業（発達相談・）	障がいのある子どもの発達を促すことを目的として、幼児精神発達相談「のびのび相談」において、臨床発達心理士が発達を促すための関わり方について、保護者や保育士等に助言を行います。	保健福祉課
障がい児通所支援 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学の障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。 ・障がいのある就学児童に、放課後や長期休暇等に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。 ・保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。 ・重度の障がい児に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。 	保健福祉課
障がい児相談支援	サービス等の利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の日常生活や地域生活を支え、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	保健福祉課
医療的ケア児に対する支援	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置と、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう支援します。	保健福祉課
在宅福祉サービスの推進	障がいや発達に偏りのある子どもができる限り住み慣れた地域で生活でき、家族の負担を軽減できるよう、訪問介護等の在宅福祉サービスをさらに充実するとともに、地域での生活の充実や社会参加の促進等の幅広い在宅福祉サービスを推進します。	保健福祉課
特別支援教育の充実	<p>保護者の了解のもと、保育・教育・福祉・保健が情報の共有による一貫した支援に取り組み、小学校への円滑な移行を推進します。</p> <p>また、障がいのある子どもが学校に通いみんなと共に育ち、学ぶ環境の整備を人と施設の両面から促進に努めます。特別支援学級における地域支援の活用や障がいや発達に偏りのある子どもに対する教職員の研修等の機会を増やし、支援体制の強化を図ります。</p>	学校教育課 町民課

2 子どもの虐待防止対策の充実

子どもの虐待を防止するためには、福祉や保健、医療、教育等の関係機関の連携を深め、情報を共有し、訪問や指導・助言、援助等の支援を行うことが求められます。

本町では、平成 31 年 4 月に大郷町要保護児童等虐待防止連絡協議会の運営を再開し、代表者会議を年 1 回、実務者会議を年 4 回開催し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議していく方針であり、今後も、関係機関との連携を密にし、要保護児童等の早期発見・早期対応と、児童虐待の未然防止に取り組みます。

事業名	事業の内容	担当課等
要保護児童等虐待防止連絡協議会の推進	子どもの虐待に対して、福祉・保健・医療・教育など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議する要保護児童等虐待防止連絡協議会（代表者会議及び実務者会議）を開催します。	保健福祉課
子どもの虐待防止の啓発	子どもの虐待が生まれる環境、虐待の兆候、虐待とは何か等、関係者の研修会への参加等により虐待について理解を深めるとともに、広報による啓発活動などにより、子どもの虐待防止に努めます。	保健福祉課
養育支援訪問事業	望まない妊娠、若年の妊産婦、強い育児不安やストレスを抱えている養育者など養育支援が特に必要な家庭に対し、自宅を訪問し、育児不安の解消や子育て方法などの助言等を行います。	保健福祉課
DV対策の充実	DVにより被害を受けた母親や子どもを保護することができるよう、情報提供や関係機関との連携を図るなど対応に努めます。	保健福祉課

3 心の問題を抱える子どもへの対策

子どもは、多様な人との出会いやさまざまな体験を通して、社会の一員として成長していきます。しかし、SNSがコミュニケーションツールとして大きな比重を占め、人と人との直接的なつながりが減少していることもあり、近年、特に困難やストレスに直面したときに、支援を求めることが難しい状況にあるようです。

ストレスや問題が生じたときに一人で抱え込まず、周囲の信頼できる大人に助けを求めることができるよう、児童・生徒のSOSの出し方に関する教育を行うとともに、悩みを相談しやすい環境の整備を推進します。

事業名	事業の内容	担当課等
SOSの出し方教育	児童・生徒を対象に、保健師又は養護教諭、教職員を講師とした授業を実施し、助けを求める方法の習得と環境の整備を行います。 また、児童・生徒のみならず保護者や教職員に対する自殺対策を推進します	学校教育課 保健福祉課
スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置	児童・生徒が抱える悩みや困りごとを多角的な視点から支援するために配置し、安心して学校生活を送ることができるよう支援します。	学校教育課
不登校支援のための連携強化	様々な要因によって不登校となった児童・生徒に対し、学校のみならず関係機関が連携し、家族を含めた包括的な支援を行います。	学校教育課
児童・生徒に対する普及啓発活動の推進	児童・生徒が自殺対策を身近に感じることができるよう、クリアファイルや下敷き、消しゴム等の学用品による普及啓発を図ります。 これを通じて、教職員や保護者の関心も高めます。	学校教育課 保健福祉課

4 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭では、仕事と子育ての両立は必要不可欠であり、両立に向けた各種情報の提供や相談、経済的支援などを行うことが求められます。

ひとり親家庭等に対して、「女性・母子相談」での相談や助言・指導などにより経済面や就労面の支援・関係機関の紹介を行う他、「児童扶養手当」、「母子父子家庭医療費助成」、「母子福祉資金貸付」により経済面の支援を行います。

事業名	事業の内容	担当課等
生活援助対策事業の推進	ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当の支給や医療費の助成等を実施しています。	保健福祉課 町民課
女性・母子相談	女性・母子（ひとり親家庭含む）に関する相談に応じ、助言指導や関係機関などの紹介などを行います。	保健福祉課
母子福祉資金貸付	母子家庭の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	保健福祉課

5 子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

支援が必要な子どもやその家庭が適切な支援を受けられるよう、個々の家庭を取り巻く状況について把握し、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労支援」及び「経済的支援」に重点を置き、子どもの成育環境の改善や教育環境の整備・充実など、切れ目のない支援となるよう、各種子育て支援施策を推進します。

事業名	事業の内容	担当課等
就学援助費助成事業	経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品などの費用の一部を助成します。	学校教育課

第5章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域型保育

(1) 教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもについて、幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分けられます。

◇施設型給付

施設型給付の対象事業は、「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」の教育・保育施設となります。

◇地域型保育給付

市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付の対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」の4種類となります。

区 分	概 要
家庭的保育事業	事業主体 : 市町村、民間事業者等 保育実施場所等 : 保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員 : 1人～5人
小規模保育事業	事業主体 : 市町村、民間事業者等 保育実施場所等 : 保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員 : 6人～19人
事業所内保育事業	事業主体 : 事業主等 保育実施場所等 : 事業所の子ども＋地域の保育を必要とする子ども（地域枠）
居宅訪問型保育事業	事業主体 : 市町村、民間事業者等 保育実施場所等 : 保育を必要とする子どもの居宅

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援事業計画において、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、第1期計画において、「教育・保育実施状況や施設の配置、整備状況などを勘案して、全町を一地区として教育・保育提供区域に設定」しています。第2期計画においても、この考えを踏襲し、全町を一つの地区として教育・保育提供区域に設定いたします。

(3) 教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」と「確保方策等」について

幼児期の学校教育・保育において、現在の利用状況とともに将来の利用希望を把握し、計画期間内に必要な施設や事業を確保する必要があります。

教育・保育における需要量（ニーズ量）を把握し、「量の見込み」を算出するにあたっては、平成30年度のニーズ調査を活用するとともに、現在の利用状況や令和2年度の入所申込状況を勘案して設定いたします。

上記によりニーズ調査等をもとに推計した「量の見込み」と、現在の利用実績や令和2年4月に開設される認定こども園「すくすくゆめの郷」の定員を踏まえて判断した「確保の方策」は以下のとおりです。

なお、「0歳」児において「量の見込み」が「確保方策」を上回る状況が想定されますが、「1・2歳」児等において余裕があることから、職員配置の見直しなどにより「0歳」児の受け入れに対応できるものと考えます。

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和2年度）

区 分	1号	2号		3号		計
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み	55人	76人	39人	18人	43人	231人
②確保方策	特定教育・保育施設	115人		10人	40人	248人
	特定地域型保育事業			5人	14人	19人
②-①	28人	0人		▲3人	11人	36人

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和3年度）

区 分	1号	2号		3号		計
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み	52人	71人	37人	18人	45人	223人
②確保方策	特定教育・保育施設	115人		10人	40人	248人
	特定地域型保育事業			5人	14人	19人
②-①	31人	7人		▲3人	9人	44人

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和4年度）

区 分	1号	2号		3号		計
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み	49人	65人	35人	17人	44人	210人
②確保方策	特定教育・保育施設	83人	115人	10人	40人	248人
	特定地域型保育事業			5人	14人	19人
②-①	34人		15人	▲2人	10人	57人

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和5年度）

区 分	1号	2号		3号		計
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み	48人	65人	34人	17人	43人	207人
②確保方策	特定教育・保育施設	83人	115人	10人	40人	248人
	特定地域型保育事業			5人	14人	19人
②-①	35人		16人	▲2人	11人	60人

◇施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保方策（令和6年度）

区 分	1号	2号		3号		計
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み	48人	66人	35人	16人	42人	207人
②確保方策	特定教育・保育施設	83人	115人	10人	40人	248人
	特定地域型保育事業			5人	14人	19人
②-①	35人		14人	▲1人	12人	60人

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策等」について

①利用者支援事業

本町ではこれまで“すくすくゆめの郷”内にある「子育て支援センター」において、子育て支援活動の企画、調整、実施を専門に担当する地域子育て指導員を配置し、親子が安心して集い、気兼ねなく相談できる環境を整えており、引き続き、利用者支援事業に取り組んでいきます。

単位：か所

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

②延長保育事業

本町ではこれまで大郷保育園において、月平均21人（平成30年度）の利用がありました。令和2年4月以降は、民営による認定こども園において延長保育事業に取り組む予定であり、平成30年度ニーズ調査及び利用実績を踏まえた「量の見込み」に対し、充分確保できる見込みです。

単位：人/月

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	21	20	18	18	17
②確保の内容	21	20	18	18	17
②-①	0	0	0	0	0

③放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

大郷町児童館における「おおさと児童クラブ」は平成 29 年度に開設（定員 100 人）し、平成 29 年度は 80 人、平成 30 年度は 70 人の平均利用者となっています。

第 1 期計画における量の見込みと利用実態を踏まえ、平成 30 年度ニーズ調査結果もとに量の見込みを下表のとおり推計し、確保を図ります。

単位：人

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量 の見 込み	低学年	53	53	56	52	46
	高学年	30	29	29	29	29
	計	83	82	85	81	75
②確保の内容		100	100	100	100	100
②－①		17	18	15	19	25

④子育て短期支援事業

本町では未実施のため、利用実績はなく、また、平成 30 年度ニーズ調査による推計値も「0 人」となっています。

今後の状況を見守りながら、広域利用などについて検討を図ります。

単位：人

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

⑤地域子育て支援拠点事業

大郷町子育て支援センターにおける平成 30 年度の利用者は、延べ 2,331 人であり、ニーズ調査をもとに算出・設定した量の見込みに対し、概ね確保できる見込です。

単位：人

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量 の見 込み	延べ(月)	204	212	204	194	184
	延べ(年)	2,448	2,544	2,448	2,328	2,208
②確保の内容		2,448	2,544	2,448	2,328	2,208
②－①		0	0	0	0	0

⑥一時預かり事業

◇一時預かり事業（幼稚園型）

大郷幼稚園における平成 30 年度の利用者は延べ 241 人であり、この利用実績を踏まえ、平成 30 年度ニーズ調査による推計とこの利用実績を踏まえ、量の見込みを下表のとおり設定します。

本町においては、大郷幼稚園は令和 2 年 4 月に民営による認定こども園に移行することから、認定こども園においてこの確保を図ります。

単位：人

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量 の見 込み	1 号認定	497	438	375	364	378
	2 号認定	0	0	0	0	0
	計	497	438	375	364	378
②確保の内容		497	438	375	364	378
②-①		0	0	0	0	0

◇一時預かり事業（一般型）（幼稚園型を除く）

大郷保育園における平成 30 年度の利用者は延べ 90 人ですが、平成 28 年以前は延べ 350 人前後の利用がありました。平成 30 年度ニーズ調査による推計とこの利用実績を踏まえ、量の見込みを下表のとおり設定します。

本町においては、大郷保育園は令和 2 年 4 月に民営による認定こども園に移行することから、認定こども園においてこの確保を図ります。

単位：人

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み		361	342	309	297	295
②確保の内容		361	342	309	297	295
②-①		0	0	0	0	0

⑦病児病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、本町においては未実施となっています。平成 30 年度ニーズ調査による見込み量は下表のとおりであり、見込み量の確保に向けて、広域利用による対応など検討を行います。

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	447	422	381	366	365
②確保の内容	0	0	381	366	365
②－①	▲447	▲422	0	0	0

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、本町においては未実施となっています。平成 30 年度ニーズ調査による見込み量は下表のとおりであり、見込み量の確保に向けて、検討を進めます。

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7	7	7	7	6
②確保の内容	0	0	0	7	6
②－①	▲7	▲7	▲7	0	0

⑨妊婦一般健康診査

妊婦一般健康診査の平成 30 年度の実績は延べ 374 人となっています。
出生数×14 回を量の見込みとして設定し、その確保を図ります。

単位：人、回

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量 の見 込み	出生数	41	39	37	35	33
	回数	14	14	14	14	14
	計	574	546	518	490	462
②確保の内容		574	546	518	490	462
②－①		0	0	0	0	0

⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することとして量の見込みを設定し、その確保を図ります。

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	41	39	37	35	33
②確保の内容	41	39	37	35	33
②-①	0	0	0	0	0

⑪養育支援訪問事業

第1期計画期間における養育支援訪問事業は、各年1～4人を対象に取り組んできました。

この実績を踏まえ、第2期計画においては概ね各年5人の利用見込みを設定し、その確保を図ります。

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本事業は本町では未実施であり、今後、実施に向けて検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本町では民営による認定こども園を令和2年4月に開設する予定であり、民間事業者との協議等を行ってきました。今後も、民間事業者の特定教育・保育施設等の設置又は運営促進について検討を進めます。

3 新・放課後子ども総合プランの推進

新・放課後子ども総合プランは、国が示した共働き家庭の「小1の壁^{*}」の解消と、すべての就学児童を対象に次代を担う人材育成を目的とした放課後の総合対策であり、本町においては、大郷町児童館で児童クラブ、大郷小学校で「放課後子ども教室」を開設しています。児童のより良い安全・安心な居場所の確保を図ります。

〔※小1の壁：主に共働きやひとり親世帯において、子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が難しくなること。〕

単位：か所

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①目標事業量	2	2	2	2	2
②確保の内容	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
②-①	0	0	0	0	0

注：()は、児童クラブと一体型の教室数

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

町立幼稚園及び保育園を、令和2年4月から民営による認定こども園に移行する予定となっており、これまで、開設に向けた検討・協議等を行ってきました。

引き続き、教育・保育施設の整備に努めるとともに、提供する教育・保育の質の向上に向けて“保育士や教諭の研修の充実”、“処遇改善を始めとする労働環境への配慮”、“教育・保育施設への適切な指導監督、評価等の実施”、“自己評価、関係者評価、第三者評価を通じた運営改善”などの取り組みを推進します。

第6章 計画の推進

1 計画・事業の周知

本計画は子育てに係る関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く町民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2 関係機関との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を行うためには、医療や保健、教育・保育、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。町は、これらの関係機関に積極的に関わることで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

3 計画の実施状況の点検・評価

毎年度、各事業の進捗状況を調査し、「大郷町子ども・子育て会議」に報告し点検・評価を行い、計画の進行を管理します。また、点検・評価の結果については、広く住民への周知に努めます。

なお、計画と実績との乖離がある場合や、国の制度改正による事業の変更・新設等がある場合には、「大郷町子ども・子育て会議」における協議を踏まえ、本計画の見直しを行います。

資料編

1 計画策定までの経過

年度	開催日	内 容
平成 30 年 度	平成 30 年 5 月 17 日	平成 30 年度 第 1 回大郷町子ども・子育て会議 ・ 幼保連携型認定こども園移行方針（案）について
	平成 30 年 12 月 19 日	平成 30 年度 第 2 回大郷町子ども・子育て会議 ・ 幼保連携型認定こども園について ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート実施について
	平成 31 年 2 月 6 日 ～ 2 月 21 日	(計画策定に係るニーズ調査の実施)
	平成 31 年 3 月 25 日	平成 30 年度 第 3 回大郷町子ども・子育て会議 ・ 大郷町小規模保育施設の認可（区分変更）について ・ 子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート実施状況について（速報値）
令 和 元 年 度	令和元年 6 月 10 日	令和元年度 第 1 回大郷町子ども・子育て会議 ・ 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果の報告 ・ 幼保連携型認定こども園について 経過報告
	令和元年 8 月 27 日	令和元年度 第 2 回大郷町子ども・子育て会議 ・ 子ども・子育て支援事業計画（骨子案）の検討 ・ 幼保連携型認定こども園について 経過報告
	令和元年 11 月 19 日	令和元年度 第 3 回大郷町子ども・子育て会議 ・ 子ども・子育て支援事業計画（計画素案）の検討 ・ 幼保連携型認定こども園について 経過報告
	令和 2 年 2 月 17 日	令和元年度 第 4 回大郷町子ども・子育て会議 ・ 子ども・子育て支援事業計画の承認 ・ 幼保連携型認定こども園について 経過報告

2 大郷町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、大郷町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育てに関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育てに関する事業に従事する者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、町民課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 41 年大郷町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 大郷町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区 分		氏 名	団体等	備 考
1	子どもの保護者	高 橋 和 浩	中学校PTA会長	
2		八 巻 雄 一	小学校PTA会長	
3		千 田 めぐみ	幼稚園保護者会長	
4		宮 崎 由紀子	保育園保護者代表	
5		熊 谷 愛	児童クラブ保護者会長	
6	学識経験のある者	上 野 正 子	主任児童委員	～R1. 11. 30
		村 山 あや子	主任児童委員	R1. 12. 1～
7		庄 司 照 美	主任児童委員	副会長
8		三田村 道 雄	人権擁護委員	
9	事業に従事する者	佐々木 敦 子	中学校校長	
10		佐々木 勝 美	小学校校長	
11		関 一 男	乳幼児総合教育施設 幼稚園長	会長
12	その他、町長が特に必要と認める者	鎌 田 真智子	保育園長	
13		平 山 乾 悦	NPOみやぎ・せんだい 子どもの丘理事長	

大 郷 町

第 2 期 子ども・子育て支援事業計画

発 行 日：令和2年3月

編集・発行：大郷町役場町民課

〒981-3592

宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8

TEL 022-359-5504